

休眠預金活用事業 事業計画書 【2023年度通常枠】

必須入力セル	申請時入力不要
任意入力セル	

基本情報					
申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	だれひとり取り残されない外国人医療			
	事業名（副）				
	団体名	公益社団法人 日本WHO協会	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	日本在住の外国人が増加し、また、ベトナム、ネパール、インドネシアなど、多国籍化、多言語化しており、本活動では、このような方々に対しても日本人と同様の保健サービスが受けられる体制を目指す。
9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	外国人医療に関連するサービスは存在するが、連携が不十分で外国人や受け入れる医療機関にとって最適とは言えない。外国人と医療機関にとって信頼できる体制の構築を目指す。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	日本在住の外国人が、国籍、民族、言語、文化、宗教にかかわらず公平にアクセスできる保健医療サービスの実現を目指す。

17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	自治体、NGO/NPO団体、医療機関、企業が互いに連携し、それぞれが持つ情報を含む資源の共有と活用により、最適で信頼できる外国人のための保健医療サービスの体制の構築を目指す。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	66/200字
本会は世界保健機関憲章の精神を普及徹底し、その事業の目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の国民の健康増進に寄与することを目的とする。	
(2)団体の概要・活動・業務	196/200字
・WHO憲章精神を普及するためのセミナー「関西グローバルヘルス」等の開催及び機関誌「目で見えるWHO」発行・世界保健デーイベント等啓発事業 ・健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業 ・国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業 ・国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業 ・募金支援事業	

II.事業概要

II.事業概要						資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2024/3/1	(終了)	2027/2/28	対象地域	関西(大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	関西圏に住む、日本語での意思疎通が難しい外国籍の人及び日本国籍の人					(人数)	19万人(「令和3年度在留外国人に対する基礎調査報告書」より身近な話題についての会話ができるレベルに達していない外国人の割合は41.8%。全体を46万人(関西地区の外国人：総務省令和4年1月1日住民基本台帳)とした場合に19万人)	
最終受益者	厚生労働省医療機関リスト「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」(公開日：2022年12月27日)に掲載されている関西圏の病院					(人数)	240病院	
事業概要	外国人医療において、各セクターで様々な取り組みが行われているが、患者と医療機関を含む関係団体双方での認知度が低く生かし切れていない。また、医療機関が通訳派遣の適切な利用方法、通訳ツールの活用について理解していないなどの問題がある。そこで、当会が強みとする医療関連団体とのネットワークを駆使して、実行団体を支援していくことで、それらの取り組みが効果的に利用され、外国人が安心して医療サービスが受けられる環境を整備する。具体的な活動は、①外国人が医療を受けたい場合のワンストップサービスの実現。②医療関係の情報が欲しい外国人・外国人医療に関する情報が欲しい医療機関の双方自らが情報を検索できるシステムの構築。③外国人医療に関わる関係者の支援活動(各セクター・患者に関係機関の取組の理解と積極的利用推進、各セクターの取組の高位平準化、医療従事者への多言語・多文化教育、医療通訳ツールの効果的な活用)。この3つの事業を大枠にし、係る事業として事業の内容や対象範囲を限定せずに進める。							
437/800字								

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	972/1000字
日本全体の在住外国人は2022年12月には300万人にのぼる。国籍は多様であり、英語以外の言語での対応が必要な外国人が保健医療機関を受診する機会が増加している。国の外国人受入れ施策、自治体による共生支援、保健医療現場での外国対応などが実施されているが、言語や地域の多様なニーズに十分に対応できていない。関西圏在住の外国人が安心して医療が受けられるためのモデル的な環境整備を実施したい。日本語によるコミュニケーションが困難な人（Limited Japanese Proficiency：LJP）に対する保健医療サービスに関して、1990年代の日系南米人の増加以降、全国のNGOや国際交流協会が個別に活動を開始した。2010年代になり医療の国際展開を目指し、国レベルで外国人に対する保健医療環境の整備が図られた。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行により訪日外国人は激減したが、在留外国人数はほとんど減少しなかった。若い世代が多いため2020年の外国人出生数は過去最高を記録した。 本事業による申請事業対象者と想定されるNGO/NPO、自治体の国際交流協会、学会などの学術団体は、地域住民である外国人の保健医療の課題に地道に取り組んできた。自治体では医療通訳者の研修と派遣を行っている。NGO/NPOでは、地域を限定したり、難民やエイズといった活動分野を限定する形で、外国人コミュニティに寄り添った活動を展開してきた。また、全国の主要病院の国際診療部が中心となり設立された国際臨床医学会では、2020年に学会認定の医療通訳士制度を開始した。民間企業においても、ICTを駆使し、タブレット端末やスマートフォンなどを使った翻訳ソフトなどが実用化され、電話や派遣による医療通訳システムを提供する民間企業も増えている。 本事業は、まず関西圏をモデル地域として、外国人が安心して保健医療サービスを受けられるような仕組みづくりの構築を目指す。従来はともすれば個別に行われてきた取り組みの連携を図り、行政、医療機関、民間企業の垣根を越え、ネットワークやICTを活用する地域の仕組みづくりをめざす。2025年には大阪万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマで開催されるため、インバウンド観光客にも十分に安心・安全な医療を提供が期待される。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	156/200字
厚生労働省は、外国人向け多言語説明資料の整備や医療機関における外国人患者受け入れ環境整備事業を開始し、大阪府では多言語遠隔医療通訳サービスを実施している。しかし、外国人の医療へのアクセスには言語や文化などの壁に阻まれることもある。今後、これらの活動が関西圏においてさらなる深化と密接な連携関係の構築が求められる。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	197/200字
日本WHO協会として、外国人医療に取り組む団体の連携強化の取り組みを行ってきた。2020年2月には、市民公開パネル・ディスカッションを大阪市で開催し、大学病院、NGO、医療通訳者、民間企業の参加を得て、異なる立場から連携の必要性を市民社会に問いかけた。新型コロナウイルス感染症に関して、2021年に支援が行き届かない外国人コミュニティに対するアクセスに関するグローバルヘルスセミナーを実施した。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	190/200字
関西圏において外国人医療に関する地道な活動を行っている団体や自治体は少なくない。本事業によりそれらの活動を包括的に結びつけることによって、地域の生活者としての外国人、保健医療機関、医療通訳者の重層的なネットワークが強化され、「だれひとり取り残されない」きめ細かな活動が可能になる。休眠預金交付金助成により、イノベティブかつ持続可能な外国人医療が地域に定着することを切望している。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了後5年後に関西とそれ以外の地域の外国人が、医療サービスに必要な情報を言語に関係なく入手でき、言語・国籍に関わらず医療機関で安心して医療サービスが受けられる社会になる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
外国人が医療機関に行きたいときに問い合わせることができる。			ワンストップサービス体制の構築進捗		ゼロ			目標値は実行団体確定後に把握する。(2026年度末)
外国人が医療通訳(通訳ツール)が必要な場合に問い合わせ利用できる。			ワンストップサービス体制の構築進捗		ゼロ			目標値は実行団体確定後に把握する。(2026年度末)
外国人が母国語で医療情報を検索できる。			外国人医療情報検索システムの構築進捗		ゼロ			アクセスしやすい環境がある程度整う。(2026年度末)
外国人を受け入れた病院が外国人医療に関する情報を検索できる。			外国人医療情報検索システムの構築進捗		ゼロ			アクセスしやすい環境がある程度整う。(2026年度末)
外国人を受け入れる病院が、厚生労働省の外国人医療に対する取り組みを理解して利用できる。			勉強会・説明会の開催回数、参加人数		ゼロ			目標値は実行団体確定後に把握する。(2026年度末)
医療通訳者に必要な通訳技術・医療知識・倫理観のレベルが向上する。			勉強会・説明会の開催回数、参加人数		ゼロ			目標値は実行団体確定後に把握する。(2026年度末)
医療従事者が外国人医療の実践に関して、多文化・多言語への対応方法を理解している。			勉強会・説明会の開催回数、参加人数		ゼロ			目標値は実行団体確定後に把握する。(2026年度末)

医療従事者が外国人医療の実践に関して、通訳ツールを適切に利用できる。		勉強会・説明会の開催回数、参加人数	ゼロ		目標値は実行団体確定後に把握する。(2026年度末)
------------------------------------	--	-------------------	----	--	----------------------------

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が社会から信頼される体制を備え、円滑な運営ができています。			定款・規程類の必須項目の整備		不備がある。			不備な点が改善される。(2026年度末)
実行団体が事業について社会に向け発信し、多様なステークスホルダーと連携・協働している			情報交換会の開催回数・参加者数		ゼロ			目標値は実行団体確定後に把握する。(2026年度末)
実行団体が団体運営に必要な体制を備え、運営し、必要な資金調達を安定的にできるようになっている			資金の獲得の活動実績数		実行団体決定後に把握する。			目標値は実行団体確定後に把握する。(2026年度末)

(3)-1 活動：資金支援	200字	時期
外国人医療ワンストップサービス		15/200字
すでに比較的進んだ活動を行っている団体と交流し、組織・活動を想定する。	2024.7～2025.3	36/200字
外国人医療に関連する各団体と交流を開始する。(他団体・医療機関・外国人コミュニティ・通訳ツール関連)	2024.7～2025.3	52/200字
外国人・医療機関が望むサービスと想定していたサービスとのすり合わせを行う。	2024.7～2025.3	38/200字
目指す組織・活動を確定させる。	2024.7～2025.3	16/200字

活動に必要な人員・ツールなどを確定させる。	2024.7～2025.3	22/200字
実現させるための事業計画、資金計画を作成する。	2024.7～2025.3	24/200字
事業計画に従い、段階的に体制を完成させる。少ない言語から多言語へ	2025.4～2026.3	33/200字
多言語でのサービスを開始し活動を継続する。	2026.4～2027.2	22/200字
他団体と協働しながら活動を継続する。	2026.4～2027.2	19/200字
		0/200字
外国人医療情報検索システム		13/200字
すでに比較的進んだ活動を行っている団体と交流し、組織・活動を想定する。	2024.7～2024.10	36/200字
外国人医療に関連する各団体と交流を開始する。(他団体・医療機関・外国人コミュニティ・通訳ツール関連)	2024.7～2024.10	52/200字
外国人・医療機関が望むサービスと想定していたサービスとのすり合わせを行う。	2024.7～2024.10	38/200字
目指す検索システムを確定させる。	2024.11～2025.3	17/200字
システム構築に必要な人員・ツールなどを確定させる。	2024.11～2025.3	26/200字
実現させるための事業計画、資金計画を作成する。	2024.11～2025.3	24/200字
事業計画に従い、段階的に体制を完成させる。すでに存在する多言語データをまずデータベースに一元化し、試験的に公開する。	2025.4～2026.3	59/200字
追加に必要なデータを多言語で検索できるようにデータベースに追加していく。	2026.4～2027.2	37/200字

他団体と協働しながら活動を継続する。	2026.4～2027.2	19/200字
		0/200字
外国人医療支援活動		9/200字
すでに比較的進んだ活動を行っている団体と交流し、組織・活動を想定する。	2024.4～2025.3	36/200字
外国人医療に関連する各団体と交流を開始する。(他団体・医療機関・外国人コミュニティ・通訳ツール関連)	2024.4～2025.3	52/200字
外国人・医療機関が望むサービスと想定していたサービスとのすり合わせを行う。	2024.4～2025.3	38/200字
目指す組織・活動を確定させる。	2024.4～2025.3	16/200字
活動に必要な人員・ツールなどを確定させる。	2024.4～2025.3	22/200字
実現させるための事業計画、資金計画を作成する。	2024.4～2025.3	24/200字
事業計画に従い、段階的に体制を完成させる。勉強会・セミナーのコンテンツを作成する。	2025.3～2027.2	42/200字
コンテンツを充実させ、勉強会・セミナーを開始、継続する。	2025.3～2027.2	29/200字
他団体と協働しながら活動を継続する。	2025.3～2027.2	19/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期
自団体の評価を実施し、ガバナンス・コンプライアンス体制、必要な人材、財政基盤状況を明確にする。		2024.7～2024.9
		47/200字
ガバナンス・コンプライアンス体制構築の支援を行う。		2024.10～2025.10
		25/200字

事業を取り巻くステークホルダーを明確にする。	2024.10~2025.3	22/200字
連携の必要なステークホルダーとのネットワーク構築を支援する。	2025.4~2025.7	30/200字
活動についての外部発信や、勉強会・セミナー開催を支援する。	2025.4~2027.2	29/200字
活動の自立を目指し、財源確保のための活動を開始する。	2025.4~2025.8	26/200字
活動の自立のための目処をつける。	2026.10~2027.2	16/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	本事業の関係機関の他、広く一般市民の理解を得る必要があることから、WEB媒体やマスコミ等を活用して積極的に成果を広報する。事業進捗については、公式サイトなどを使って随時広報を行う他、事業で計画しているイベント開催時に、地域の関係機関、報道機関から広く参加を募ることで、事業の成果を多方面へ発信する機会とする。また、事業の中間報告会、成果報告会を開催し、一般市民や外部関連機関に成果を発信する。	196/200字
連携・対話戦略	外国人医療については、体制を整備するとともに各関連機関が互いの活動を理解・周知し、連携することが重要である。現在の支援団体、医療関連機関、行政と定期的に交流する機会をつくり連携を強化する。その中でお互いが理解できていなかった点などを明確にし、新たな環境整備活動につなげていく。	138/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本活動で構築したネットワークをその後も継続的に活用する。 連携した団体や関係者に働きかけて協会の会員数の増加を図る。活動に対する企業の協賛をお願いし、資金基盤の強化を図る。	86/400字
実行団体	通訳ボランティア手配などで外国人医療を支援している団体が、資金面で自治体から継続的に支援してもらえるよう自治体に制度を策定してもらう。 自治体にはそこに住む外国人の医療体制が地域発展において重要な位置を占めることを啓発していく。医療に関連する民間企業の参加を促し資金面での強化を図る。	141/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	271/800字
助成事業を獲得した経験としては、2020年に国立研究開発法人 国立国際医療研究センター（NCGM）の「医療技術等国際展開推進事業」の助成約770万円を受け、「ラオスにおける小児外科卒後研修プログラムの確立」を実施した。また、助成事業を獲得し配分した経験としては、2014年から業業クラブからの助成を得て国際保健医療学会の学生会のフォーラムの支援を実施継続している。2024年度は、50万円を配布する予定である。また、WHOインターンシップ参加者に対する支援として、2011年からひとりあたり10万円を支給し、現地での活動資金を助成してきた。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	662/800字
日本語のできない人（LJP）に対する医療に関して、公益社団法人日本WHO協会ではセミナーや機関誌『目で見えるWHO』での啓発活動を行ってきた。2020年のワン・ワールド・フェスティバルでは、「医療通訳パネル・ディスカッション」として、医療機関、医療通訳者、保健医療者、通訳企業の立場から協働の重要性とネットワークの必要性を議論した。まさに、今回の申請事業の基礎となる有意義な議論と情報交換ができたパネル・ディスカッションであった。その後、「関西グローバルヘルスの集い」では、2021年「COVID-19そのとき現場が動いた」では、 にCOVID-19の外国人診療の話題をはなしてもらい、「ソーシャルディスタンス：取り残されたのは誰？」ではベトナム、ミャンマー、ネパールの外国人に対するアクセス支援ネットワークの話題を提供してもらった。2022年は「だれひとり取り残されない外国人医療」では、第一回『外国人医療は人権です』というテーマで、 に、第二回『当事者主体の取り組み』というテーマで、 と に、第三回『医療通訳の仕組みづくり』というテーマで、 と に実際の経験に基づく課題や取り組みについて話題提供いただいた。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3～4団体	
(2)実行団体のイメージ	外国人保健医療を実践している医療機関（大学病院や公立病院など地域医療において中心的な役割を果たしている病院、従来から外国人医療に積極的に取り組んでいる診療所などを含む）、グローバルヘルスに関連した学術団体（日本国際保健医療学会、日本熱帯医学会、日本渡航医学会、日本臨床医学会などがあげられる）、NGO/NPO団体（保健医療分野を含む外国人支援を行っている団体は関西圏にも少なくない）など	193/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1団体あたり最大1,700万円の助成金配分を行う。助成金は実行団体の活動資金と管理的経費に充てられる。事業計画、資金見積もりは実行団体が実施し、当協会が妥当性を検証する。結果として、1団体当たりの助成金額に差が生じる可能性がある。	115/200字
(4)案件発掘の工夫	すでに当協会の理事長は外国人医療に関しての中心的な役割を担っており、関連団体とも交流があるため、その団体およびその団体と関連する団体に実行団体の募集を幅広く周知してもらうことで、本事業に関心のある、志を持った団体の発掘を行う予定である。各団体・コミュニティとの交流の中で表面に出ていない課題も発掘していく。	153/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	外国人医療に関してすでに中心的役割を担い、セミナー等の講師も務める理事長の統括のもと、事業全体の管理は、現在の事務局の常勤3名で実施。本活動専任として、伴走支援者としてPO2名と経理担当者1名を配置予定。実行団体採択に際しては外部有識者により審査委員会を構成予定。活動の各段階での評価・助言を受ける評価アドバイザーを外部有識者で構成。	167/200字
(2)ガバナンス・コンプライアンス体制	各団体ともに、自団体の規程類を遵守することはもちろん、万が一、不正や利益相反の恐れがある場合には内部通報制度の利用を徹底することでコンプライアンス体制の維持に努める。また、体制の堅牢化、見直しや変更については、本協会の監事、理事の税理士事務所、弁護士事務所の協力を得ながら、強固な体制づくりを行っている。	152/200字
(3)コンソーシアム利用有無	なし	

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/03/01 ~ 2027/02/28	
資金分配団体	事業名	だれひとり取り残されない外国人医療	
	団体名	公益社団法人 日本WHO協会	

	助成金
事業費	91,992,000
実行団体への助成	78,200,000
管理的経費	13,792,000
プログラムオフィサー関連経費	22,500,000
評価関連経費	8,346,000
資金分配団体用	4,437,000
実行団体用	3,909,000
合計	122,838,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	897,000	26,407,750	33,739,000	30,948,250	91,992,000
実行団体への助成		21,993,750	29,325,000	26,881,250	78,200,000
－					
管理的経費	897,000	4,414,000	4,414,000	4,067,000	13,792,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	575,000	7,850,000	7,300,000	6,775,000	22,500,000
プログラム・オフィサー人件費等	415,000	4,980,000	4,980,000	4,565,000	14,940,000
その他経費	160,000	2,870,000	2,320,000	2,210,000	7,560,000

3. 評価関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,818,000	2,825,000	2,703,000	8,346,000
資金分配団体用	0	1,719,000	1,359,000	1,359,000	4,437,000
実行団体用	0	1,099,000	1,466,000	1,344,000	3,909,000

4. 合計 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+B+C)	1,472,000	37,075,750	43,864,000	40,426,250	122,838,000

資金計畫書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	5,900,000	94.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

助成申請書

申請日 2023年 11月 29日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 大阪府大阪市中央区本町橋2番8号大阪商工会議所ビル5階
申請団体の名称 公益社団法人日本WHO協会
代表者の氏名 中村安秀
法人番号 4120005015176

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことであり、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申請団体の名称： 公益社団法人日本WHO協会
2. 申請団体の住所： 大阪府大阪市中央区本町橋2番8号大阪商工会議所ビル5階
3. 資金分配団体としての 大阪府大阪市中央区本町橋2番8号阪商工会議所ビル5階
業務を行う事務所の所在地：
4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 平成28年6月3日	※4 公益事業としての受託研究において委託元の都合で内容を公開していなかった	※4 収益事業とするため変更認定申請を行った

※記入上の注意点

1

印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

2

法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。

3

住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

4

上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）第 17 条第 3 項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトにて公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{*1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書

- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去3年分）＊
- 11 決算報告書類（過去3年分）※3・※4
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出された場合のみ）※2・※3」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

[各欄の入力方法と注意点]

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	団体名	役職名	郵便番号	住所
1	OK	ナカムラ ヤスヒデ	中村 安秀		公益社団法人 日本WHO協会	理事長		
2	OK	サライ シロウ	更家 史朗		公益社団法人 日本WHO協会	副理事長		
3	OK	イスイ ヒデオ	乾 英夫		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
4	OK	イワモト ヨウコ	岩本 洋子		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
5	OK	ウエヤマ ナオヒデ	上山 直英		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
6	OK	オウタニ ジュンコ	大谷 順子		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
7	OK	オガサワ リエ	小笠原 理恵		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
8	OK	オダ セツコ	小田 節子		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
9	OK	タカイ ヤスキ	高井 康之		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
10	OK	タツミ アキオ	翼 昭夫		公益社団法人 日本WHO協会	執行理事		
11	OK	ニイ セイイチロウ	新居 誠一郎		公益社団法人 日本WHO協会	執行理事		
12	OK	フカダ ヒロツカ	深田 拓司		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
13	OK	フクオカ ヨシヒコ	福岡 美彦		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
14	OK	マツウラ ナリアキ	松浦 成昭		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
15	OK	ヤスタク ナオシ	安田 直史		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
16	OK	ヤマト ヤスシカ	大和 泰隆		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
17	OK	ヒロカワ マコ	弘川 摩子		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
18	OK	カワチ タモツ	河内 保		公益社団法人 日本WHO協会	監事		
19	OK	オガサワ サハラ シロウ	小笠原 士郎		公益社団法人 日本WHO協会	監事		
20	OK	サワ ヨシキ	澤 芳樹		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
21	OK	ヤマモト ナオコ	山本 尚子		公益社団法人 日本WHO協会	理事		
22	check!							
23	check!							
24	check!							
25	check!							

26	<i>check!</i>							
27	<i>check!</i>							
28	<i>check!</i>							
29	<i>check!</i>							
30	<i>check!</i>							
31	<i>check!</i>							
32	<i>check!</i>							

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	だれも取り残されない外国人医療
団体名:	公益社団法人 日本WHO協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		確認が必要です。E列に未記入があります。	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第4章第15条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章第16条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章第15条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章第16条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章第14条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第4章第19条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章第22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。					
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第5章第24条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第5章第24条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規定	第2章第3条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第6章第34条	
(3)招集理由		公募申請時に提出			
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第6章第34条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第6章第33条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第6章第36条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第6章第37条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第6章第36条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第5章第25条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第5章第26条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第5章第29条	
(2)報酬の支払い方法					

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第2章第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第2章第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第2章第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第3章第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第5章第12条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止に関する規程	全般
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規程全体/監事監査規程	第3章第14条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護方針	全般
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第4条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第5条、第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	委員会規程	第2章第2条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	委員会規程 コンプライアンス規程	第4条 第3条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	全般
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局運営規定	第2章第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局運営規定	第2章第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局運営規定	第2章第3条、第3章第5条、第4章第6条、第7条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局運営規定	第4章第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規則	第6章
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則	第6章
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務局運営規定	第4章第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	事務局運営規定	第4章第7条
(3)保存期間		公募申請時に提出	事務局運営規定	第4章第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	全般
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第2章第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3章第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第2章第5条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3章第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規程	第1章第3条、第4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規程	第1章第3条、第4条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規程	第2章第8条、第4章第18条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規程	第2章第6条、第7条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規程	第4章
(6)収支予算		公募申請時に提出	会計処理規程	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	会計処理規程	第7章

公益社団法人日本WHO協会 定款

2011年9月17日 臨時社員総会承認

2016年6月21日 定時社員総会で改正を承認

2018年6月18日 定時社員総会で改正を承認

2019年6月17日 定時社員総会で改正を承認

2020年6月16日 定時社員総会で改正を承認

2022年6月15日 定時社員総会で改正を承認

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本WHO協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

2. 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は世界保健機関（以下「WHO」と省略する。）憲章の精神を普及徹底し、その事業の目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) WHO 憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業

(2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業

(3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業

(4) WHO の事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業

(5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

(6) その他本協会の目的達成に必要な事業

2. 前項の事業は本邦及び国外において行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力する者をもって会員とする。

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(1) 正会員、本会の趣旨に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員、本会の目的及び事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員、本会に特に功労のあった者又は学識経験者等

(入会)

第7条 正会員及び名誉会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

4. 既納の会費は理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第9条 本会の会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員である資格の喪失)

第10条 本会の会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 退会したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (4) 解散したとき
 - (5) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
 - (6) 除名されたとき
- (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員にあっては社員総会の議決により、賛助会員及び名誉会員にあっては理事会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 社員総会

(会議の種類)

第12条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の会費の金額
- (2) 正会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 事業報告の承認
- (7) 必要な財産の処分
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回開催する。

2. 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求したとき

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 会議を招集するには、構成員に対し会議の目的である事項、日時及び場所を明記し、1週間以前に通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
- (議決権の代理行使)

第20条 会議に出席できない正会員は、その会議の出席正会員を代理人として委任状によって議決させることができる。

- 2. 前項により議決権を行使する者は、これを出席したものとみなす。
- (書面による議決権の行使)

第21条 やむをえない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって議決することができる。

- 2. 前項により議決権を行使する者は、これを出席したものとみなす。
- (議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員等)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事、10名以上20名以下
- (2) 監事、3名以下

- 2. 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長とする。

- 3. 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会において選任する。ただし相互に兼ねることはできない。

- 2. 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

4. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2. 理事長は、法人法上の代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副理事長は、法人法上の代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその業務を代行する。

- 4. 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5. 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし再任することを妨げない。

- 2. 補欠のために選任せられた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事および監事は、社員総会の議決により解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし役員のうち常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(最高顧問及び顧問)

第30条 本会に、最高顧問5名以内及び顧問5名以内を置くことができる。最高顧問及び顧問は理事会の議決を経て理事長が委嘱し、理事長の諮問に応じて会務運営方針等の重要な案件への意見を述べることができる。

(参与及び嘱託)

第31条 本会の事業執行上必要があるときは、理事長は参与又は嘱託を委嘱することができる。

2. 参与及び嘱託は、理事長の指示により特定の事業執行に関して業務に従事するほか、参与は理事会を傍聴し議長の名により事業執行に関する参考意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. (削除)

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規程等の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 会議を招集するにはそれぞれの会議の構成員に対し会議の目的である事項、日時及び場所を明記し、1週間以前に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3. 理事会の構成員の議決権は、理事1名につき1個とする。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 常任理事会

(常任理事会)

第38条 理事のうち、理事長、副理事長、総務担当理事、財務担当理事及び事務局長によって構成する常任理事会を置く。

2. 常任理事会は、理事会の権限を制約しない範囲で次の職務を行う。

(1) 常任理事会は、理事会での審議事項の準備や、理事会または理事長により付託された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定を行う。

3. 常任理事会は随時開催するものとし、理事長がこれを招集する。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営については理事会の議決を経て理事長が別に定める。

3. 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

第9章 委員会

(選考委員会)

第40条 本会に第4条第2号の助成及び第4号の支援並びに第5号の援助の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

(委員会の設置)

第41条 本会は事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、前条に規定する選考委員会のほか常設・非常設の各種委員会を設けることができる。

(委員の選任)

第42条 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

(答申案の作成)

第43条 委員会は、その設立目的に応じて調査研究や審議を行い、理事会への答申案を作成する。

(委員会の運営)

第44条 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議により、別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(基金)

第48条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 本会の定款は、社員総会の決議で変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第13章 雑則

(会員名簿)

第55条 本会は、常に会員名簿を備え置き会員の変更あるごとにこれを訂正しなければならない。

(雑則)

第56条 この定款に規定するほか、その施行について必要な事項は、理事会の議決により定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は關淳一とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. 第23条(役員等)、第25条(理事の職務及び権限)第4項、および第32条(理事会)第3項の改定条項は2016年6月21日開催の定時社員総会で承認された時をもって施行する。

5. 第23条、第24条、第25条および第37条の改正条項は2018年6月18日開催の社員総会で承認された時をもって施行する。

6. 第38条は、2019年6月17日開催の社員総会で承認された時をもって施行する。

7. 第38条は、2020年6月16日開催の社員総会で承認された時をもって施行する。

8. 第24条(役員を選任)第3項および第4項は、2022年6月15日開催の社員総会で承認された時をもって施行する。

公益社団法人日本WHO協会コンプライアンス規程

2022年5月26日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本WHO協会の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第2章 コンプライアンス委員会

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) 委員会規程によるコンプライアンス委員会
- (2) コンプライアンス事務担当部署（事務局が兼ねる）
（コンプライアンス委員長）

第4条 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

2. コンプライアンス委員長の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
（コンプライアンス委員会）

第5条 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス委員長が指示した事項
（コンプライアンス委員会の開催）

第6条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の問題が発生した際に委員長の招集により招集する。

第3章 コンプライアンス教育

(役職員へのコンプライアンス教育)

第7条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

第4章 報告、連絡及び相談ルート

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員長に報告する。

2. コンプライアンス委員長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を理事長に報告するとともに、事実関係の調査を行うとともに、コンプライアンス委員会を開催し、対応方針を検討する。

3. コンプライアンス上の不正の発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施するとともに、その内容を公表する。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第9条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1. 本規程は、令和4年5月26日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会 ハラスメントの防止に関する規程

2023年12月14日制定日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、職場におけるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」とする。）、パワーハラスメント（以下「パワハラ」とする。）及び、マタニティハラスメント（以下「マタハラ」とする。）を防止するためにすべての職員等が遵守すべき事項、及びハラスメントに起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めることにより、良好な職場環境を維持し、職員等が有する能力の発揮を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程の用語についての定義は次の各号に定めるものとする。

1. 「セクハラ」とは、職場における性的な言動に対する他の職員等の対応等により当該職員等の労働条件に対して不利益を与えること、又は性的な言動により他の職員等の就業環境を害することをいう。なお、セクハラは異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為及び、性別役割分担意識に基づく言動も含むものとする。
2. 「パワハラ」とは、同一の職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、職場において業務の適正な範囲を超えて、他の職員等へ精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為をいう。なお、パワハラは上司から部下に対する行為だけでなく、先輩・後輩間や同僚間、部下から上司に対して行われるものも含み、「職場内での優位性」には、職務上の地位に限らず、人間関係や専門知識、経験などの様々な優位性が含まれる。
3. 「マタハラ」とは、職場において妊娠・出産・育児休業等を背景として職員等の労働条件に対し不利益を与えること、また妊娠・出産・育児休業等に係る言動により当該職員等及び他の職員等の就業環境を害することをいう。
4. 「ハラスメント」とは、前各号に定めるハラスメントその他職場環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為をいい、職権を背景にしないハラスメント行為を含むものとする。

(2) 前項における「職場」とは、通常勤務している場所のみならず職員等が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

(3) 第1項における「他の職員等」とは、直接的にハラスメントの相手方となった被害者に限らず、ハラスメントにより就業環境を害されたすべての職員等を含むものとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、すべての職員等に適用する。

(職員等の責務)

第4条 全ての職員等は、ハラスメントがもたらす影響の重大さを深く認識し、ハラスメントをしないよう各人がその言動や行動に十分注意するとともにハラスメントの被害を防止し、職場の構成員として良好な職場環境の維持及び確立に努めなければならない。

(2) 職員等は、他の職員等がハラスメントになり得る行為をし、又はしようとしていることを目撃及び認知したときは、ヘルプライン窓口積極的に相談するよう努めなければならない。

(3) 職員等は、ハラスメント行為の被害者に対して、ヘルプライン窓口被害の申し出をして相談することを勧め、その際には被害のあったことの証人となる用意がある旨を伝える等、ハラスメントを排除するための協力を申し出なければならない。

(4) 職員等は、ハラスメント行為に黙を流したり、ハラスメント行為者に対し個人的な制裁を加えな制裁を加えたりしてはならない。

(事務局長の責務)

第5条 事務局長は、ハラスメントを防止及び排する義務を負い、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 担当する職員等に対し、この規程の内容を周知、遵守させること。
2. 職員等がお互いを対等なパートナーとして意識し、協力して業務の遂行に取り組む良好な職場環境の維持に努めること。
3. 職員等のハラスメントに該当する行為、又はこれにつながる言動を目撃した場合には、当該ハラスメント行為

を行った職員等へ適切な指導を行うこと。

4. 職員等から相談又は苦情の申し出があった場合には、プライバシーの保護に留意して迅速かつ適切にこれに対応するとともに、必要に応じて第9条に規定するヘルプライン窓口と連絡調整を行うこと。

(ハラスメントの被害者)

第6条 ハラスメントの被害を受けた職員等は、可能な範囲で、次の各号掲げる対応をすることとする。

1. 被害を我慢せず、躊躇なく事務局長又はヘルプライン窓口相談すること。
2. ハラスメント行為者に対し不快感を表明し、中止するように要請すること。それでもなおハラスメントが継続するときはヘルプライン窓口被害の申し出をすること。
3. ハラスメント行為のあった日時、目撃者、その内容及びハラスメントに対して感じたこと、ハラスメント行為者に対して言ったこと、ハラスメントに対して行った対応等について記録を残すこと。

(禁止行為)

第7条 すべての職員等は、他の職員等を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序及び協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. セクハラに関する禁止行為
 - ① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
 - ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
 - ③ 性的な噂の流布
 - ④ 不必要な身体への接触
 - ⑤ 社内外においてつけ回す等の行為
 - ⑥ 性的な言動により、他の職員等の就業意欲を低下し、能力の発揮を阻害する行為
 - ⑦ 性的な脅迫や侮辱行為
 - ⑧ 交際・性的関係の強要
 - ⑨ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員等に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
 - ⑩ その他、相手方及び他の職員等に不快感を与える性的な言動
2. パワハラに関する禁止行為
 - ① 暴行・傷害等身体的な攻撃
 - ② 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃
 - ③ 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離し行為
 - ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
 - ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない等の行為
 - ⑥ 人事考課及び処分等による脅迫行為
 - ⑦ 私的なことへの過度に立ち入り行為
 - ⑧ その他前各号に準ずる行為
3. マタハラに関する禁止行為
 - ① 妊娠による体調不良に対し、本人の求めがあるにも関わらず休暇取得、時差出勤その他労働基準法及び育児介護休業法で認められた措置の対応を認めない行為
 - ② 妊娠による体調不良により通常と同様の業務に従事できない者に対し、「迷惑」「無責任」などという趣旨の苦情行為
 - ③ 妊娠中及び出産後の職員等に対し業務に従事させない、本人の意に反し専ら簡易な業務のみ与える等の就業環境を害する行為
 - ④ 妊娠・出産・育児休業その他労働基準法および育児介護休業法で認められた措置の申出及び取得等に対し業務に支障が生じるという趣旨の苦情行為
 - ⑤ 妊娠・出産・育児休業その他労働基準法および育児介護休業法で認められた措置の申出及び取得等を理由とした退職、配置転換の強要、降格その他当該職員等への不利益行為
 - ⑥ その他前各号にその他前各号に準ずる行為

(2) 事務局長は、職員等がハラスメントを受けている事実を認めながら、これを無視する、黙認する等の行為をしてはならない。

(懲戒)

第8条 前条第1項に定める禁止行為に該当する事実が認められた場合は、就業規則第34条に定める訓戒、譴責、減給、及び出勤停止を行う。

(2) 前条第1項に定める禁止行為に該当する事実が認められ、かつその行為によって他の職員等を著しく傷つけた場合は、就業規則第34条に定める懲戒解雇とする。

(3) 第1項において、前条第1項に定める禁止行為が繰り返し行われた場合、一回であっても悪質であると判断された場合、及び数回にわたり抗議を受けもしくはこれにより懲戒処分を受けたにもかかわらず改善の見込みがないと認められた場合は就業規則第34条に定める懲戒解雇とする。

(4) 職員等が前各項に該当するような懲戒事由に該当する場合でも、行為の態様、その他の情状を酌量し、又は改悛の情が明らかであると認められたときは、対応する懲戒よりも軽い処分を与えもしくは懲戒を停止又は復元する場合がある。

(相談及び苦情への対応)

第9条 ハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は、内部通報（ヘルプライン）規程第4条及び第5条による。

(2) ハラスメントの被害者に限らず、すべての職員等はハラスメントに関する相談及び苦情を申し出ることができる。

(3) ハラスメントに関する相談は、放置すれば就業環境を害する恐れがある場合や、回数を重ねれば就業環境を害する恐れが生じる場合があるものも含む。

(4) セクハラに関する相談には、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクハラが生じる恐れがある場合も対象に含まれるものとする。

(5) パワハラに関する相談は、教育・指導の延長として行われ、パワハラが生じる恐れがある場合にも対象に含まれるものとする。

(6) 相談等を受けるときは、相談等を申し出た者と同性の相談員が同席するよう努めるものとする。

(事実関係等の確認)

第10条 ハラスメントの相談を受けた後の事実関係等については、内部通報（ヘルプライン）規程第6条及び第7条による。

(事実関係確認後の対応)

第11条 事実関係確認後の対応等については、内部通報（ヘルプライン）規程第8条及び第9条による。

(2) 調査担当部門長はコンプライアンス担当理事あるいは監事の了解を得て、相談者、行為者の和解を促すことができる。

(事後対応)

第12条 この法人は、ハラスメントの内容や状況に応じ、被害者及び加害者の関係改善に向けての援助、被害者と加害者を引き離すための配置転換、及び加害者の謝罪などの措置その他被害者の労働条件及び就業環境を改善するための措置を講ずるものとする。

(2) この法人は、事後対応として被害者からのメンタルヘルス不調に関しての相談がある場合には対応し、事務局長やこの法人が指定する医師等と相談の上、適切な措置を講じるものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第13条 職員等は、ハラスメントの拒否、苦情の申し出、当該苦情にかかる調査への協力及びその他ハラスメントに対する正当な対応をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはない。

(プライバシーの保護)

第14条 ハラスメントに関する相談等を担当する相談員、その他相談に関係する者は、関係者のプライバシーを保護しなければならない。

(根拠のない誹謗中傷等への懲戒)

第15条 根拠のない誹謗中傷等を行った場合、情報漏えいした場合等の懲戒については、内部通報（ヘルプライン）規程第8条による。

（再発防止の義務等）

第16条

事務局長は、ハラスメントの事案が生じたときは、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

（規程の改廃）

第17条この規程は、法律改正、この法人の経営状況又は社会情勢の変化等により必要と認めたときは、規程の内容を変更することがある。

（解釈の疑義）

第18条

本規程の解釈に関して疑義が生じた場合の判断は事務局長が行う。

附 則

1. この規程は、2023年12月14日より施行する。

公益社団法人日本WHO協会リスク管理規程

2022年5月26日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本WHO協会（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 役職員の責務

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、この法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(リスクに関する措置)

第5条 役職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2. 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、上位者に対し当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第6条 役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じるこの法人の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

2. 役職員は、具体的リスク発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。

3. 役職員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

(具体的リスクの処理後の報告)

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(クレームなどへの対応)

第8条 役職員は、口頭又は文書により関係先、会員などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

2. 上位者は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係部と協議の上、対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第9条 役職員は、この法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては常にリスク管理を意識し、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

2. 職員は、対外文書の作成に当たり、上位者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第10条 役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得したこの法人及びこの法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならないが、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 この法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、この法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害 地震、風水害等の災害

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② この法人の活動に起因する重大な事故

③ 役職員に係る重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

- ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
- ② この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
- ③ 内部者による背任、横領等の不祥事
- (5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
- (6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。原則として以下の経路によって行うものとする。



2. 通報に当たっては、迅速さを最優先する。

また、きわめて緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとることを要する。

(情報管理)

第14条 緊急事態通報を受けた事務局長は、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

第15条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規定により緊急事態対策室（以下「対策室」という。）が設置される場合、当該部署は、対策室の指示に従い、対策室と協力して対応するものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ① 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ② (必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。
- ③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ・生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
 - ・(必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。
 - ・事故の再発防止を図る。
- ② この法人の活動に起因する重大な事故

- ・生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

③ 役職員に係る重大な人身事故

- ・生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

（３）インフルエンザ等の感染症

- ・生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・集団感染の予防を図る。

（４）犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃

- ・生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
- ・再発防止を図る。

② この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

- ・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・再発防止を図る。

③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事

- ・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

（５）機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- ・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
- ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

（６）その他経営上の事象 この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

（緊急事態対策室）

第１６条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、理事長は、必要に応じて緊急 事態対策室を設置するものとする。

（対策室の構成）

第１７条 理事長は、対策室を設置する。

２．対策室は、理事長を室長とし、その他事務局長、理事長が必要と認める人員で構成される。

(対策室会議の開催)

第18条 室長は、必要と認めるときは、対策室会議を招集し、招集後直ちに出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析
- (2) 初期対応の決定及び指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報又は対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定
- (5) この法人の内部での連絡の内容、時期及び方法の決定
- (6) 対策室から指示、連絡、又は命令ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の役割分担等の決定、対策実施の指示及びその実施状況の確認
- (8) その他必要事項の決定

2. 首都直下地震又はそれに類する事態が発生した場合又は発生が予想される場合は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の「首都直下地震等対策ガイドライン」に従うものとする。

(役職員への指示及び命令)

第20条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して 一定の行動を指示又は命令することができる。

2. 役職員は、対策室から指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第21条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

2. 報道機関への対応は、事務局長の職務とする。

(届 出)

第22条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。

2. 前項に規定する届出は、事務局長がこれを行う。

3. 事務局長は、第1項に規定する届出の内容について、予め理事長の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第23条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会でその内容を報告しなければならない。

(対策室の解散)

第24条 緊急事態が解決し、かつ対策の実施が完了したとき、対策室を解散する。

第4章 懲戒等

(懲戒)

第25条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第26条 前条の懲戒処分の内容は、役員(監事を除く。以下本条及び次条において同じ。)又は職員の情状により次のとおりとする。

- (1) 役員については、訓戒に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。
- (2) 職員については、就業規則に従い訓戒、譴責、減給、出勤停止、又は懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第27条 前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、理事長がこれを行う。

第5章 雑則

(緊急事態通報先一覧表)

第28条 事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態発生時通報先一覧表(以下「一覧表」という。)を作成し、この内容を関係者に周知徹底しなければならない。

2. 一覧表は、その内容が常に最新のものとなるよう更新を行うものとする。

(一覧表の携帯等)

第29条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. 本規程は、令和4年5月26日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会 委員会規程

2010年2月20日制定

2012年3月8日改正

2014年6月13日改正

2015年2月13日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本WHO協会（以下「本会」という）の定款第43条に基づいて、委員会の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 委員会

(委員会の種類)

第2条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 企画委員会
- (2) 選考委員会
- (3) 諮問委員会（アドバイザーボード）
- (4) 事業委員会
- (5) 人材育成委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 会員拡大委員会
- (8) コンプライアンス委員会
- (9) 総務委員会
- (10) WHO連携委員会
- (11) その他理事会で設置を定めた委員会

(活動)

第3条 各委員会は本会の事業を遂行・運営し、外部機関との企画調整をはかる。

(組織)

第4条 各委員会の委員長は、理事の中から理事長が指名する。

2. 各委員会の委員は、正会員及び外部学識経験者の中から理事会が選任する。

3. 各委員会の委員長は、それぞれの委員会を統括し、理事会において活動報告を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(運営)

第6条 各委員会は委員長が招集して開催する。

2. 運営に関する必要な事項は、それぞれの委員会において定める。

3. 委員会は、事業を推進するため部会を設けることが出来る。

4. 部会の構成は、会員あるいは専門知識を持った者に理事長が委嘱する。

5. 部会は、委員会の指導に従って行動しなければならない。

(収支)

第7条 各委員会活動に伴う収支は、理事会が決議した予算案に基づいて実行する。

(報告)

第8条 各委員会は、その活動を理事会に報告しなければならない。

第3章 雑則

(改廃)

第9条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1. 本規程は、平成22年4月1日から施行する。

2. 改正案は、公益法人登記の日から施行する。

3. 本規程の改正は、平成26年6月13日から施行する。

4. 本規程の改正は、平成27年2月13日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会 会計処理規程

2012年3月8日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本WHO協会（以下「本会」という）本会の収支状況、財産の状態を明らかにし、明瞭な報告及び能率的な運営を図る手順を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計基準)

第3条 本会の会計は公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(特別会計)

第4条 会計区分で、事業遂行上必要のある場合に特別会計を設けるものとする。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(会計帳簿)

第7条 会計帳簿は次のとおりとする。

【1】主要帳簿

(1) 仕訳帳（又は会計伝票）

(2) 総勘定元帳

【2】補助簿

(1) 現金出納帳

(2) 預金出納帳

(3) 収支予算の管理に必要な帳簿

(4) 固定資産台帳

(5) 基本財産台帳

(6) 特定資産台帳

(7) 会費台帳

2. 会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成することとする。

(会計責任者)

第8条 会計の責任者は事務局長とする。

(保存期間)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 財務諸表 10年

(2) 会計帳簿 10年

(3) 収支予算書、収支計算書 10年

(4) 会計伝票、証拠書類 10年

2. 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第3章 予算

(予算の作成)

第10条 明確な事業計画に基づいて予算を作成し、効率的に活用し、有益な事業活動実施することを目的とする。

(予算の承認)

第11条 本会の予算は、年度前に作成し、理事会の承認を得て成立する。

2. 予算書は主務官庁に届け出なければならない。

(予算の執行)

第12条 予算の執行者は理事長であり、理事長の委任を受けて事務局長が代行することができる。

(予備費)

第13条 予測しがたい支出に充てるため、予備費を計上することができる。

(資金の流用)

第14条 予算の執行に当り、中科目相互間の資金の流用を行う場合は、理事長の承認を得るものとする。

(予備費の支出)

第15条 予備費の支出は、理事長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(補正予算)

第16条 予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 出納

(金銭の種類)

第17条 本規程において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2. 現金とは、通貨のほか、小切手郵便為替証明書等の随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3. 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2. 出納責任者は、事務局長が任命する。

(金銭の出納)

第19条 金銭を出納したときは、都度会計帳簿に記帳する。

2. 領収証は事務局が発行する。

3. 支出は、銀行振込によることとする。ただし、少額の場合は、現金払いによることができる。

(預金)

第20条 預金名義人は、理事長とする。

2. 出納に使用する印鑑は、事務局長が保管し押印する。

3. 金融機関との取引の開始し、また廃止することは、理事長の指示による。

(手許現金)

第21条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

(残高照合)

第22条 出納責任者は、現金残高を毎日出納帳の残高と照合する。

2. 預貯金については、年度末に残高証明書を請求し、帳簿残高と照合する。

3. 前2項において、差額のあるときは事務局長に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

(固定資産)

第23条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額30万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第24条 固定資産の取得価額は、次による。

(1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用

(2) 建設に係るものは、その建設に要した費用

(3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額

(4) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(台帳の整備)

第25条 固定資産の台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、移動、毀損、減失のあった場合は事務局長に報告しなければならない。

第26条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 物品

(物品)

第27条 物品とは、取得価額30万円未満の有形固定資産をいう。(物品管理台帳)

第28条 物品の管理をするための台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第7章 決算

(決算)

第29条 本会は、毎年度終了後、速やかに貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録の財務諸表並びに収支計算書を作成し公表する。また監事の監査及び総会の承認を得て、事業報告書とともに主務官庁に報告する。

2. 特別会計を設けている場合は、これらの書類の他に総括表を作成する。

第8章 雑則

(規程の改廃)

第30条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1. 本規程は、公益法人登記の日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会 監事監査規程

2015年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本WHO協会（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(監査対象)

第3条 監査は当協会の財産の状況及び業務の執行状況について行う。

(職能)

第4条 監事は法令または定款に違反する事実や、財産の状況または理事の業務の執行について適性を欠く事実またはその恐れのある事実もしくは著しく不当な事実を発見した時は理事会に対し、遅滞なく報告しなければならない。その場合において業務の改善または是正が必要であると認めたときはその旨の意見を付す。

2. 理事長は前項の規定により報告を受けたときは速やかに必要な措置を行うとともにその結果を監事に報告しなければならない。

3. 監事は第1項に規定する場合において必要であると認めるときは理事長に対し理事会の招集を請求し、または自ら理事会を招集することができる。

(業務・財産調査権)

第5条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第6条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第7条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行う。

(会議への出席)

第8条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

2. 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第3章 監事の意見陳述等

(差止請求)

第9条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(重要事項の報告)

第10条 当協会において業務上重要な事項が発生した場合には理事長は速やかに監事に報告しなければならない。

(理事等の報告義務に対する措置)

第11条 監事は、理事がこの法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第12条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2. 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

(社員総会への報告)

第13条 監事は、社員総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には社員総会に報告する。

(社員総会における説明義務)

第14条 監事は社員総会において社員が第3条の監査対象に係る事項について説明を求めた場合には議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免・報酬に関する社員総会における意見陳述)

第15条 監事は、その選任・解任及び報酬について、社員総会において意見を述べることができる。

第4章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第16条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第17条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2. 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印又は電磁的署名をするものとする。
3. 監事は前項の監査報告書を、理事会に提出する。

第5章 雑則

(監査補助者)

第18条 監事の職務執行の補助機関としては、事務局が当たる。

2. 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会 個人情報保護方針

当協会は、皆さまの個人情報は厳重に管理・保護の上、その取扱につきましては、法令その他の規範を遵守し細心の注意を払っております。

ここでは、当協会の個人情報の取扱いについて説明いたします。

1 個人情報の利用目的

当協会は、次の利用目的及び取得の際に示した利用目的の範囲内で、当協会の活動上必要な限りにおいて、個人情報を利用します。

- (1) 会員（正会員、賛助会員）及びボランティア等の募集及び管理
- (2) 当協会の活動についての広告、宣伝等の広報活動
- (3) 当協会の開催（主催、共催、後援）する講演会、シンポジウムの参加者の募集並びに参加者の管理及び開催に関する連絡
- (4) アンケートの実施
- (5) 寄付金、募金等の募集、領収証及び活動報告等の発送
- (6) 各種問合せに対する対応
- (7) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行

2 個人情報の提供

当協会は、次の場合を除き、個人識別が可能な状態で個人情報を第三者に提供しません。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法 23 条 1 項 2 号）
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（個人情報保護法 23 条 1 項 3 号）
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（個人情報保護法 23 条 1 項 4 号）

3 個人情報の管理

当協会は、皆様の情報を保護するために、厳重な管理体制のもと、安全な環境下に保管しています。

4 個人情報の照会・修正等

(1) 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示（当該本人が識別される保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、法令に従い、遅滞なく開示いたします。

(2) 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、法令に従い、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除を行いません。お申し出に基づいて保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、速やか に御連絡いたします。

5 法令の遵守

当協会は、個人情報を取り扱うにあたっては、関連法令を遵守し、適宜、本方針を見直し、改善していくように努めます。

本方針を変更する場合には、当協会のウェブサイトでお知らせいたします。

6 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

当協会の個人情報の取扱いに関しては、以下までお願いいたします。

公益社団法人日本WHO協会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2 番 8 号 大阪商工会議所 5F

TEL06-6944-1110 FAX06-6944-1136

公益社団法人日本WHO協会 事務局運営規程

2012年3月8日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本WHO協会（以下「本会」という）の適正な事務処理の実施を図るため、定款第44条2項に基づき、事務局の職務基準を定めることを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第2条 事務局に事務局長と職員を置く。

(事務局長の職務)

第3条 事務局長は、理事長の指揮に従って事務を統括する。

第3章 印鑑

(印鑑の種類)

第4条 本会において使用する印鑑は次のとおりとする。

- (1) 実印
- (2) 銀行印
- (3) 事務局印

(印鑑管理責任者)

第5条 事務局長を印鑑管理責任者とする。

2. 印鑑管理責任者は、前条に定める各印を金庫に保管する。

第4章 事務処理

(事務処理)

第6条 事務処理は原則として文書によって行い、理事長、事務局長の決裁を受けなければならない。

(文書記録簿)

第7条 文書の記録として、文書記録簿を備え置く。

2. 文書記録簿は事務局長が保存する。

(文書保存義務)

第8条 文書等の保存期間は次によるものとする。

2 法令その他特別に定めのある場合のほか、帳簿はその閉鎖のとき、その他の文書は編綴のときから起算する。

【1】永久保存

- (1) 定款及び各種規程
- (2) 設立許可書及び定款変更認可書
- (3) 総会及び理事会に関する書類
- (4) 登記に関する書類
- (5) 決算に関する書類
- (6) 財産に関する書類

【2】10年保存

- (1) 役員に関する書類
- (2) 会員に関する書類
- (3) 会計帳簿及び書類
- (4) 重要な契約に関する書類

【3】5年保存

- (1) 業務に関する書類

【4】1年保存

- (1) 文書の受発信に関する書類

(2) その他必要と認められる書類
(廃棄等)

第9条 文書等が前条に規定する保存期間を経過したときは、事務局長が廃棄の決定を行う。

2 保存期間経過時において特に保存の必要を認められた文書等について、事務局長は理事長の承認を得て保管期間を延長することができる。

3 永久保存以外の文書等であって保存期間中の文書等であっても、保存の必要がないと認められるものについては、事務局長が会長の承認を得て廃棄することができる。

(廃棄処分の方法)

第10条 廃棄処分を決定した文書等は、当該文書等の内容を考慮して、裁断、焼却、溶解等の適切な方法で処分を行う。

第5章 会計処理

(会計処理規程)

第11条 本会の会計処理については、別に定める会計処理規程による。

(取引業者の選定)

第12条 本会の事業活動事務運営において必要な取引に係る業者は、適正かつ公平な方法によって選定しなければならない。

第6章 雑則

(規定の改廃)

第13条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1. 本規程は、公益認定の登記の日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会 情報公開規程

2012年3月8日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本WHO協会（以下「本会」という。）の諸活動について説明する責務が全うされるよう、情報を適正に公開するための措置等を定めることを目的とする。

第2章 情報の公開

(統括管理)

第2条 本会の情報に関する事務は、事務局長が統括管理する。

(資料の整備)

第3条 本会は次の資料を事務局に備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 事業報告書
- (6) 会計書類

(閲覧場所)

第4条 情報の閲覧場所は事務局内とする。

2. 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午後1時から午後4時までとする。

(情報公開)

第5条 本会の情報は、理事会の議を経て、ウェブサイトの電子広告により情報公開することができる。

第3章 雑則

第6条 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

(附則)

本規程は、公益法人登記の日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会内部通報(ヘルプライン) 規程

2022年 5 月 26 日制定

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本 WHO 協会(以下「この法人」という。)における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度(「ヘルプライン」と称する。)を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員(以下「役職員」という。)に対して適用する。

(通報等)

第3条 この法人または役職員の不正行為として別表に掲げる事項(以下「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員(この法人が行う事業に直接的または間接的に関係する者を含む。)は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をすることができる。

2. 通報等を行った者(以下「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。

3. 申告事項が生じ、または生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、役職員は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

(1) 委員会規程に定めるコンプライアンス委員長

(2) 事務局長

(3) 監事

(ヘルプライン窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

2. 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容(ただし、通報者の氏名を除く。)を、直ちにコンプライアンス委員長に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果を理事長に報告するものとする。

2. 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口の受付部署において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会が調査担当部署となり、ケースによっては専門機関として法律事務所等他の協力を依頼することができる。

3. ヘルプライン窓口の受付部署又は他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4. 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口の受付部署及び、コンプライアンス委員長に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2. 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

第8条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス委員長は速やかに対応を行うものとし、必要に応じコンプライアンス委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2. すべての調査結果は理事長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。

3. 通報等をした役職員が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4. 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。

2. 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならないが、通報者の同意がない限り、通報者

の氏名等の情報を開示してはならない。

3. この法人の役職員は、各ヘルプライン窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第10条 この法人の役職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(内部通報制度に関する教育)

第11条 この法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

1. 本規定は、令和4年5月26日から施行する。

(別 表) この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

1. 法令又は定款に違反する行為
2. 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
3. 就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）
4. この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
5. その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

利益相反防止に関する規程

2022年5月26日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本WHO協会(以下「この法人」という。)の役員及び職員(以下「役職員」という。)の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役職員に対して適用する。

(禁止事項)

第3条 以下の行為を禁じる。

(1) 役職員は、助成事業を行うに当たり、社員、理事、監事、職員その他助成を受ける団体及び助成を申請する団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。

(2) 役職員は、助成事業を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対して、助成その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

(自己申告)

第4条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2. 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合(この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する(兼職等を除く。))ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

3. 役職員は原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

(定期申告)

第5条 役職員は、定期的に当該役職員の兼業等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第6条 前2条の規程に基づく申請を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合にはコンプライアンス委員長(但し、申告を行った者がコンプライアンス委員長の場合はそれ以外の理事)と、監事である場合は他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置(以下「適正化措置」という。)を求めるものとする。

2. 前項にもかかわらず、第3条3項に規定する場合、申告を受けたコンプライアンス委員長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行

った事務局長に対し適正化等措置を求めるものとする。

3. 前2項における適正化等措置とは、この法人と役員との利益が相反する可能性がある、助成を受ける団体の採択に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

（申告内容及び申告書面の管理）

第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は理事会の議決による。

附則

1. 本規程は、令和4年5月26日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会 理事会規程

2012年3月8日 制定

2016年9月6日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本WHO協会の理事会の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 理事会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、本規程の定めるところによる。

第2章 理事会

(開催)

第3条 理事会は、原則として5月、9月、12月、2月の年4回開催する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、定款第34条第2項に基づき臨時に理事会を招集することができる。

3. 理事会の開催日は、監事に通知しその了解を得て決定しなければならない。

(構成)

第4条 理事会は、理事全員をもって構成する。

2. 監事は、特段の理由がない限り理事会に出席しなければならない。また、監事は理事会において意見を述べることができる。

3. 理事会が必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(業務執行理事の選任)

第5条 理事会は定款第25条第3項に定めにより3名以下の業務執行理事をおくことができる。

2. 業務執行理事は理事長が指名し、理事会の承認をうけるものとする。

3. 業務執行理事の任期は、理事長指名のあった日から理事任期満了の日までとする。ただし、再任することを妨げない。

第3章 雑則

(規程の改廃)

第6条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1. 本規程は、公益法人登記の日から施行する。

2. 改正規定は、平成28年9月6日から施行する。

公益社団法人日本WHO協会 倫理規程

2010年4月17日制定日

2012年3月8日改正

2022年5月26日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本WHO協会（以下「この法人」という）の会員倫理及び役員倫理の向上のため、会員及び役職員としての行動準則を定めること等を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 会員 定款第6条に定める全ての会員
- (2) 役員 定款第23条に定める理事及び監事

第2章 基本的倫理

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。なお、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を排除し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度での対応を徹底しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 この法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

第3章 利益相反

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、役員の協議により是正を図るため必要な手続きを行うこととし、役職員はその決定に従わなければならない。なお、特定の事業にかかわる項目については、事業の目的や内容などに応じて別途諸規定を定めることとする。

第4章 会員倫理

(会員活動の目的等)

第7条 会員は、定款に定める本会の目的を達成することを目的として会員活動を行わなければならない。

2. 会員は、本会がWHOの諸活動を支援する公益法人であることを自覚しなければならない。

(商業的活動等の禁止等)

第8条 会員は、本会の会員であることを利用して商業的活動を行ってはならない。

2. 会員は、本会の名称等（ロゴマーク等を含む。）並びに本会における役職名を、商業利用する目的で使用してはならない。

3. 会員が本会の名称等（ロゴマーク等を含む。）並びに本会における役職名を使用するには、理事会の許可を得なければならない。

4. 理事会は、次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、前項の許可を与えることができない。

(1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用される場合

(2) 法令や公序良俗に反する場合

(3) 特定の個人又は団体の売名に利用される場合

(4) 主宰する会社及び団体の提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用される場合

(5) 自己のシンボルマークや商標・意匠として使用し、又は、第三者が誤解・混同する場合

(6) その他、不正な使用が行われる場合

5. 第3項の許可の後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は、前項各号のいずれかに該当するおそれが生じた場合には、理事会は、当該許可を取り消し、使用の中止又は差し止めを求めなければならない。

(報酬や対価の取得の禁止)

第9条 会員は、本会の活動に参加することによって報酬や対価（その名目を問わない。）を得てはならない。ただし、次に定めるものはこの限りではない。

(1) 定款29条但し書の総会決議に基づく常勤役員の報酬

(2) 事務局職員の報酬

(3) 理事会で承認された業務委託契約に基づくもの

(4) 交通費等の実費

(5) 社会的妥当な範囲内での講師謝礼

(6) その他理事会の承認を得たもの

第5章 役員倫理

(役員の基本的義務)

第10条 役員は、本会の目的や関係法令等を充分理解の上、中立・透明・公平な業務執行に心がけ、自らの役割を認識し、本会の社会的信頼の確保、維持、高揚に精励努力しなければならない。

2. 役員は、定款及び諸規程の定め、並びに、理事会及び社員総会の決議を遵守し、高い倫理観と社会的な良識を持って、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(守秘義務)

第11条 役員は、本会の業務の執行上知り得た機密情報及び個人情報を漏洩し、又は、自己のために利用してはならない。

2. 前項の義務は退任後も同様とする。

(中立性確保義務)

第12条 役員は、本会の業務の執行上、特定の法人及び個人に対して優先的な取り扱いをし、又は、利益を与えてはならない。

2. 役員は、本会の業務の執行上、特定の個人を代理又は特定の団体を代表した行動をとってはならない。

3. 役員は、本会の業務の執行上、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第6章 罰則

第13条 役員が本規程に違反したときは、違反の程度に応じて、懲戒する。

2. 役員が本規程に重大な違反したときは、理事会は決議により当該役員に退任を勧告することができる。

3. 前項の勧告に応じないときは、理事会は社員総会に定款第28条の規定による解任を提案することができる。

4. 会員が本規程に重大な違反をしたときは、理事会は決議により退会を勧告することができる。

5. 前項の勧告に応じないときは、定款第11条に基づき、その会員を除名することができる。

第7章 雑則

(規程の改廃)

第14条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1. 本規程は、平成22年 4月17日から施行する。

2. 改正規程は、公益認定登記の日から施行する。

3. 本規定の改正は、令和4年 5月26日から施行する。

履歴事項全部証明書

大阪市中央区本町橋 2 番 8 号（大阪商工会議所ビル内）
公益社団法人日本WHO協会

会社法人等番号	1200-05-015176	
名 称	公益社団法人日本WHO協会	
主たる事務所	大阪市中央区本町橋 2 番 8 号（大阪商工会議所ビル内）	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。	
法人成立の年月日	昭和40年4月20日	
目的等	目的 本会は世界保健機関（以下「WHO」と省略する。）憲章の精神を普及徹底し、その事業の目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の国民の健康増進に寄与することを目的とする。 本会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業 (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業 (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業 (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の抛出並びに活動協力等の支援事業 (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業 (6) その他本協会の目的達成に必要な事業	
役員に関する事項	代表理事 中 村 安 秀	平成30年 6月18日就任
	代表理事 中 村 安 秀	平成30年 6月28日登記
	代表理事 中 村 安 秀	令和 2年 6月16日重任
	代表理事 中 村 安 秀	令和 2年 6月24日登記
	代表理事 中 村 安 秀	令和 4年 6月15日重任
	代表理事 中 村 安 秀	令和 4年 6月29日登記

	代表理事 更 家 史 朗 代表理事 更 家 史 朗 代表理事 更 家 史 朗	平成30年 6月18日就任
		平成30年 6月28日登記
		令和 2年 6月16日重任
		令和 2年 6月24日登記
		令和 4年 6月15日重任
		令和 4年 6月29日登記
	代表理事 生 駒 京 子 代表理事 生 駒 京 子 代表理事 生 駒 京 子	平成30年 6月18日就任
		平成30年 6月28日登記
		令和 2年 6月16日重任
		令和 2年 6月24日登記
		令和 4年 6月15日重任
		令和 4年 6月29日登記
	理事 更 家 史 朗 理事 更 家 史 朗 理事 更 家 史 朗	令和 5年 8月15日死亡
		令和 5年 8月29日登記
		平成30年 6月18日重任
		平成30年 6月28日登記
		令和 2年 6月16日重任
		令和 2年 6月24日登記
		令和 4年 6月15日重任
		令和 4年 6月29日登記

	<u>理事</u>	<u>生 駒 京 子</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>生 駒 京 子</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>生 駒 京 子</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
			令和 5年 8月15日死亡
			令和 5年 8月29日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 本 洋 子</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 本 洋 子</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 本 洋 子</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
	<u>理事</u>	<u>小 田 節 子</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>小 田 節 子</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>小 田 節 子</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
	<u>理事</u>	<u>中 村 安 秀</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>中 村 安 秀</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>中 村 安 秀</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記

	<u>理事</u>	<u>新 居 誠 一 郎</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>新 居 誠 一 郎</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>新 居 誠 一 郎</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
	<u>理事</u>	<u>福 岡 美 彦</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>福 岡 美 彦</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>福 岡 美 彦</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
	<u>理事</u>	<u>松 浦 成 昭</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>松 浦 成 昭</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>松 浦 成 昭</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
	<u>理事</u>	<u>大 和 泰 隆</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>大 和 泰 隆</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>大 和 泰 隆</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記

	<u>理事</u>	<u>上 山 直 英</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>上 山 直 英</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>上 山 直 英</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
	<u>理事</u>	<u>巽 昭 夫</u>	平成30年 6月18日重任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>巽 昭 夫</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>巽 昭 夫</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
	<u>理事</u>	<u>木 村 暁</u>	平成30年 6月18日就任
			平成30年 6月28日登記
			令和 2年 6月16日退任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>丸 光 恵</u>	平成30年 6月18日就任
			平成30年 6月28日登記
			令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>丸 光 恵</u>	令和 2年 8月18日辞任
			令和 2年 8月19日登記

	<u>理事</u>	<u>安田直史</u>	平成30年 6月18日就任
			平成30年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>安田直史</u>	令和 2年 6月16日重任
			令和 2年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>安田直史</u>	令和 4年 6月15日重任
			令和 4年 6月29日登記
	<u>理事</u>	<u>太田謙司</u>	令和 1年 6月17日就任
			令和 1年 6月24日登記
			令和 3年 6月16日退任
			令和 3年 7月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>茂松茂人</u>	令和 1年 6月17日就任
			令和 1年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>茂松茂人</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月22日登記
			令和 4年10月13日辞任
			令和 4年10月17日登記
	<u>理事</u>	<u>高橋弘枝</u>	令和 1年 6月17日就任
			令和 1年 6月24日登記
	<u>理事</u>	<u>高橋弘枝</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月22日登記
			令和 4年 8月 4日辞任
			令和 4年 8月 9日登記
	<u>理事</u>	<u>藤垣哲彦</u>	令和 1年 6月17日就任
			令和 1年 6月24日登記
			令和 2年 8月18日辞任
			令和 2年 8月19日登記

	<u>理事</u>	<u>大 谷 順 子</u>	令和 2 年 6 月 1 6 日就任
			令和 2 年 6 月 2 4 日登記
	理事	大 谷 順 子	令和 4 年 6 月 1 5 日重任
			令和 4 年 6 月 2 9 日登記
	<u>理事</u>	<u>乾 英 夫</u>	令和 2 年 8 月 1 8 日就任
			令和 2 年 8 月 1 9 日登記
	理事	乾 英 夫	令和 4 年 6 月 1 5 日重任
			令和 4 年 6 月 2 9 日登記
	<u>理事</u>	<u>小 笠 原 理 恵</u>	令和 3 年 6 月 1 6 日就任
			令和 3 年 6 月 2 2 日登記
	理事	小 笠 原 理 恵	令和 5 年 6 月 1 4 日重任
			令和 5 年 6 月 2 6 日登記
	<u>理事</u>	<u>深 田 拓 司</u>	令和 3 年 8 月 1 9 日就任
			令和 3 年 8 月 2 3 日登記
	理事	深 田 拓 司	令和 5 年 6 月 1 4 日重任
			令和 5 年 6 月 2 6 日登記
	理事	弘 川 摩 子	令和 4 年 8 月 4 日就任
			令和 4 年 8 月 9 日登記
	理事	高 井 康 之	令和 4 年 1 0 月 1 3 日就任
			令和 4 年 1 0 月 1 7 日登記
	理事	澤 芳 樹	令和 5 年 6 月 1 4 日就任
			令和 5 年 6 月 2 6 日登記
	理事	山 本 尚 子	令和 5 年 6 月 1 4 日就任
			令和 5 年 6 月 2 6 日登記

	<u>監事</u>	<u>河 内 保</u>	平成30年 6月18日重任	
			平成30年 6月28日登記	
		<u>監事</u>	<u>河 内 保</u>	令和 2年 6月16日重任
				令和 2年 6月24日登記
	<u>監事</u>	<u>河 内 保</u>	令和 4年 6月15日重任	
			令和 4年 6月29日登記	
	<u>監事</u>	<u>小 笠 原 士 郎</u>	平成30年 6月18日就任	
			平成30年 6月28日登記	
		<u>監事</u>	<u>小 笠 原 士 郎</u>	令和 2年 6月16日重任
				令和 2年 6月24日登記
<u>監事</u>		<u>小 笠 原 士 郎</u>	令和 4年 6月15日重任	
			令和 4年 6月29日登記	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人			
監事設置法人に関する事項	監事設置法人			
登記記録に関する事項	平成24年4月1日社団法人日本WHO協会を名称変更し、移行したことにより設立			
	平成24年 4月 1日登記			



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年11月27日
大阪法務局
登記官

武 田 恵 美



2020 年度事業報告

(2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日)

I 事業概要

日本 WHO 協会は新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的流行）の影響を直接に受けることになった。緊急事態宣言や海外渡航制限により、日本 WHO 協会が実施予定であった海外でのプロジェクトや多くのセミナーやシンポジウムが延期あるいはオンライン実施を余儀なくされた。また、新型コロナウイルス感染症に対する WHO 本部の初期対応の遅れや中国寄りの姿勢に対する批判などを受け、日本 WHO 協会にも抗議のメールや電話が相次いだ。一方、日本 WHO 協会のホームページの閲覧数は急増し、市井の方からの善意の寄付金が届くようにもなった。WHO に対するさまざまな批判はあったものの、WHO が大きなニュースになった 1 年であった。新型コロナウイルス感染症が教えてくれたことは、健康に過ごすことのできるいのちの大切さ（ウェル・ビーイング）とともに、国内では保健医療行政におけるデジタル化の遅れであり、国際的には自国だけで感染症対策は完結しないなかでの国際協調の重要性であった。

以下に、定款第 4 条（事業）に準拠してその概要を報告する。

1. 啓発事業

（WHO 憲章精神の普及及び健康に関するフォーラム等の開催並びに機関誌広報等の啓発事業）

① ウェブサイトの拡充とメールマガジン発信

6 月 1 日にホームページの全面リニューアルを行い、コンテンツやデザインを見直し、ユーザビリティの向上を図り、組織基本情報、WHO 憲章や組織に関する情報、機関誌内容等を公開、適宜更新するとともに、WHO から発信される情報等を逐次掲載し、広報発信を行った。

- 1) ニュースを **298** 件（前年度は 235 件）発信した。
- 2) メールマガジンを **13** 回（195 号～207 号）発行した。配信先数は前年度に比べ 1,711 増加し **4,927** となった。
- 3) WHO のウェブサイトには疾病や健康課題に関する一般市民向けの基本情報として公開されている「ファクトシート」のキーファクト部分について、2014 年 3 月に WHO 本部より付与された翻訳権に基づき日本語版を訳出し、改訂の都度見直して WEB 上で公開した。本年度は、**88** 件の見直し・追加を行った。
また、近い将来の全文翻訳を企図し、オンライン自動翻訳 T400（ロゼッタ）を導入し翻訳作業を行った。
- 4) Web サイトの閲覧状況（PV 数）は急増し、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、4 月には 18 万 PV を超え、その後は漸減したものの、HP リニューアルや毎日の更新の効果もあって平均 10 万 PV という高レベルで推移した。

② フォーラムの開催

新型コロナウイルス感染症の影響で、感染症フォーラムやオーラルヘルスセミナーは中止とし、他のイベントもオンライン開催とした。

1) 2020 年 9 月 27 日（日）日本国際保健医療学会学生部会（jaih-s）との共同企画

セミナー『感染症と共に生きる時代の Social Design & Life Design』

（zoom+google slide、参加者数：140 名、）（大阪薬業クラブ助成事業）

以下の講演の後、google slide を用いてワークショップを開催した。

- ・「人間と感染症の歴史について」

講師：山本太郎氏（長崎大学熱帯学研究所環境医学部門国際保健分野教授）

- ・「新型コロナと医療現場について」

講師：齋藤浩輝氏（聖マリアンナ医科大学横浜西部病院講師）

- ・「ウェルビーイングやソーシャルデザイン、ライフデザインについて」

講師：杉下智彦氏（東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座教授）

③ 機関誌の発行

機関誌「目で見える WHO」を 4 回発行し、会員やイベント参加者等関係先への配布のほか、国立国会図書館をはじめ自治体図書館等へ送付すると共にウェブサイトでも公開した（ウェブサイトには 6 か月後に公開）。

- ・編集委員会を開催し、年間計画の策定および台割ごとに担当を決め執筆依頼から校了までを行い、入稿原稿は 2 人の学生サポーターの支援を受けた。
- ・掲載記事は概ね以下の構成とした。

役員挨拶、巻頭特集、セミナー・イベント報告、NGO・団体報告、WHO 協力センター寄稿、WHO 職員日記、直近 3 ヶ月の WHO ニュース、関西グローバルヘルスの集い報告

④ ワン・ワールド・フェスティバルへの出展（2021 年 2 月 1-21 日）

オンライン開催となった西日本最大の国際協力・交流のお祭り「ワン・ワールド・フェスティバル」に下記の動画を出演した。

1) 日本 WHO 協会の社会的役割：市民や企業と共に

中村理事長と生駒副理事長の対談形式（10 分間）

2) 関西グローバルヘルス（KGH）の集い

KGH の運営委員による対談と、実際のオンラインセミナーの動画（28 分間）

なお、これらの動画は、「ワン・ワールド・フェスティバル」の特設サイトで約 1 年間掲載されると共に、当協会の Web サイトにも掲載した。

⑤ その他啓発事業

事務局に対しては日常的にメールや電話による WHO 関連情報に関する問い合わせがあり、当協会の立場を明確にしつつ回答の対応を行った。

問合せ件数は概ね以下の通り。

- ・新型コロナウイルス感染症関連；約 1,000 件
- ・新型コロナウイルス感染症以外のもの：約 150 件

また、WHO の職員を騙る詐欺事案（問合せ累計 32 件）の未然防止を図るため HP に警告バナーを掲載した。

2. 研究事業

（健康に関する調査研究の受託・斡旋・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業）

① ラオス小児外科卒後研修プログラムの確立

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国際医療協力局（NCGM）からの令和 2 年度医療技術等国際展開推進事業に公募し、採択され、2020 年 7 月 8 日から 2021 年 2 月 12 日までの間、以下の事業を行った。なお、パンデミックの影響で渡航できず、オンラインでの遠隔支援に切り替えて実施した。

□プロジェクトリーダー：窪田昭男（正会員、月山チャイルドケアクリニック名誉院長）

□日本側の参加機関：大阪大学医学部、兵庫医科大学、近畿大学奈良病院、福山医療センター、大阪母子医療センター、月山チャイルドクリニック

□ラオス側の参加機関： University of Health Sciences, National Children Hospital

・オンラインセミナー（14 単位）

・症例検討会（4 回）

・第 1 回小児外科国際シンポジウム in Lao PDR

また、ラオス人医師が対応困難な症例については、Whatsapp を使用した遠隔コンサルテーション支援を行った。

3. 連携事業

（国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業）

① 医療従事者応援はがきプロジェクト

（一社）生産技術振興協会との共催で、新型コロナウイルスと闘う医療従事者とその家族を応援するために、小学生、中学生、高校生（高校生は次年度に継続）から感謝の気持ちを伝えるメッセージやイラストを募集し、大阪府内の主要感染症指定医療機関に贈った。

本プロジェクトは、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、大阪府看護協会の後援のもとで実施した。活動の詳細はウェブサイトで公開した。

② 看護師・助産師・保健師を応援しよう（3 回シリーズで機関誌に掲載）

2020 年の世界保健デーのテーマ「看護師・助産師を支援しよう！」にちなみ、大阪府看護協会と協働し、日本国内外を問わず第一線で働く方々やこれから看護職を目指す学生の“声”を機関誌「目で見える WHO」に掲載した。

③ 以下について後援名義使用を許諾し、事業に協力した。

・佐久総合病院若手医療者のための Web 講演会

・ワン・ワールド・フェスティバル

・グローバルヘルス合同大会 2020

- ・国際連合公用語英語検定試験及び同ジュニアテスト 2021 年度(日本国際連合協会)
- ・学生向け就活セミナー「国際機関で働くためにはどうすればいいの？」(大阪大学人間科学部)
- ・日本国際保健医療学会第 39 回西日本地方会
- ・2021 世界結核デーセミナー The Clock is Ticking(ストップ結核パートナーシップ)
- ・第 21 回模擬国連会議関西大会

④ 大阪教育大学 WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) 事業の国内協働機関として参画を決定し、中村理事長が運営委員として参加した。

⑤ 2020 年 10 月 31 日 (土) (オンライン開催) AIMaP 数学関連 3 学会連携企画「感染症に立ち向かう数理科学」の特別公開セッション・プログラムの第 1 部。中村安秀理事長と生駒京子副理事長 (大阪大学数理・データ科学教育研究センター招へい教授) が登壇した、国際的な動向に関するインタビュー動画「WHO における数理科学の活用例」が放映された。

⑥ その他、中村理事長が対応した主なものは以下の通り。

- ・朝日小学生新聞(2020.5.13)「新型コロナ対策進める WHO」
- ・桜美林大学「エコロジー・デザイン特殊講義」
- ・日本看護協会の国際交流に関するヒアリング
- ・佐久総合病院若手医療者 Web 講演会
- ・グローバルヘルス合同大会

⑦ 関西グローバルヘルスの集い運営委員が、JICHA (国際小児保健学会) 学術大会のオンライン開催を支援した。

⑧ 他団体への寄付

寄付目的が当協会の事業と異なる寄付であって寄付者名が不明なものについては、当該活動を行っている他団体へ当協会から寄付をした。

- ・エボラ対策 (¥99,900) →シェア＝国際保健協力市民の会
- ・COVID-19 連帯対応基金 (¥5,000) →日本国際交流センター「WHO のための新型コロナウイルス感染症連帯基金」国内募金事務局
- ・きれいな水を飲めない人達のために (¥149,560) →ペシャワール会

⑨ (一社) 大阪薬業クラブ助成事業

2021 年秋に開催予定の jaih-s との共催フォーラムに関する助成申請が採択され、40 万円の交付を受けた。

4. 支援事業

(WHO の事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業)

エイズ撲滅を進める目的で本会のフォーラム等の機会を活用して募金活動を継続実施し、集まった¥8,194 を (公財) エイズ予防財団へ寄付をした。

5. 人材開発事業

(国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業)

- ① 日本から WHO をはじめ国際保健衛生分野で活躍する人材を増やす人的貢献の推進をかかげ、国際保健医療学会学生部会とともにフォーラム「感染症と共に生きる時代の Social Design & Life Design」を開催した。
- ② **WHO インターンシップ**については、新型コロナウイルス感染症の影響で募集が中断しており、支援対象者はなかった。
- ③ **関西グローバルヘルスの集い**

グローバルヘルスに関する諸問題について、あらゆる角度から自由闊達に議論ができる場の提供を目的として隔月開催した。企画から実施までは委員会を組織し、運営を行った。感染防止のためすべてオンライン (zoom+YouTube) 開催とした。

◇テーマ ; **新型コロナウイルス(COVID-19)と持続可能な開発目標(SDGs)**

～世界の景色が一変したなかで明日への持続可能性の道を探る～(3回シリーズ)

- ・第8回「すべての人に健康と福祉を！」(2020年5月13日、参加者 743名)

話題提供 ; COVID-19 感染症の正体とは？

白野倫徳氏 (大阪市立総合医療センター、感染症内科)

COVID-19 が持続可能な開発目標 SDGs の大転換を迫る

中村安秀氏 (当協会理事長)

- ・第9回「だれひとりとり残されない！」(2020年6月3日、参加者 664名)

話題提供 ; だれひとりとり残されない！ SDGs の理念はいまどこに？

安田直史氏 (当協会理事)

日本で暮らす外国人のいま

小島祥美氏 (愛知淑徳大学)

シンガポールの外国人労働者

林啓一氏 (ラッフルズ・ジャパニーズ・クリニック)

イギリスの新型コロナ対策

松村成一氏 (ロンドン医療センター)

厳格な抑え込みに成功した香港

伊原鉄二郎氏 (ロンドン医療センター、香港)

- ・第10回「持続可能な共生をめざして！」(2020年7月1日、参加者 722名)

話題提供 ; COVID-19 と三大感染症の挟間でー国際機関の連携・協力

國井修氏 (グローバル・ファンド、戦略・投資・効果局長)

アジア太平洋地域における COVID-19

芝田おぐさ氏 (WHO 西太平洋地域事務局)

NGO のフィールドから見た COVID-19

仲佐保氏 (シェア＝国際保健協力市民の会 共同代表)

◇テーマ ; **ポスト・コロナ時代の保健医療(Healthcare in the Post Corona Era)**

(3回シリーズ)

- ・第11回「生活と仕事に最も近い場での医療・プライマリヘルスケア(PHC)」

(2020年9月16日、参加者 320名)

話題提供；ポスト・コロナにおけるプライマリヘルスケア(PHC)の再評価

中村安秀氏（当協会理事長）

感染症対策とプライマリヘルスケア（PHC）

スマナ・バルア氏（星槎大学卓越教授、元 WHO-SEARO ハンセン
病対策官）

- ・第12回「医療にアクセスしたい：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の重要性と必要性」（2020年10月14日、参加者 319名）

話題提供；COVID-19を経て考える UHC の重要性

杉下智彦氏（東京女子医科大学教授）

インドネシアの小さな島での医療アクセス

柳澤沙也子氏（甲南女子大学）

- ・第13回「健康ってなあに？：ヘルスとウェルビーイングの原点を探る」

（2020年11月11日、参加者 350名）

話題提供；等身大の（わたし）からみたヘルスとウェルビーイング

熊谷晋一郎氏（東京大学先端科学技術研究センター准教授）

医療人類学からみたヘルスとウェルビーイング

池田光穂氏（大阪大学 CO デザインセンター教授）

- ◇グローバル・カフェ 2020 冬 （2020年12月20日、zoom、参加者 21名）

《テーマとカフェマスター》

- ・感染症と差別・偏見 安田直史氏（当協会理事）

- ・アジアの高齢化 柳澤沙也子氏（甲南女子大学）

- ・ヘルスとウェルビーイングのこれから 森本早紀氏

- ・10年後の日本社会とグローバルヘルスを考える 佐伯壮一郎氏（大阪大学）

II 総会、理事会等

1. 2020年6月16日、**定時社員総会**を開催し、2019年度の事業報告、収支決算報告の議案を承認し、理事14名（重任13，新任1）と監事2名（重任2）の選任を承認した。
定款変更（第38条に業務執行会議を常任理事会に変更する等）を承認した。
また、2020年度の事業計画及び収支予算書について報告した。
2. 2020年8月8日、**臨時社員総会**を開催し、乾英夫氏の理事選任を承認した。
3. 2020年度**理事会**を6回（うち、電磁的理事会1回）開催し、法人の業務遂行に必要な決議等を行った。

事業報告及び決算については定款第 46 条に基づき監事の監査を受けた後、2020 年 5 月 14 日開催の理事会で承認した。

2021 年度の事業計画と収支予算は、2021 年 2 月 25 日理事会で承認した。

4. 常任理事会を 9 回開催し、その協議内容については都度、理事会で報告をした

5. 以下の規程を新たに制定した。

- ・資産管理運用規程
- ・海外出張旅費規程
- ・編集規程

6. WHO 西太平洋地域事務局（WPRO）との持続的な関係構築のための協議

英文翻訳した関連資料（役員名簿、活動概要、倫理規程、広告ガイドライン、財務諸表、事業計画、事業報告）を 4 月に WPRO へ郵送した。

2021 年 10 月、姫路市で開催予定の WPRO 地域委員会について、当協会から支援表明を行った。

7. 東京サラヤ株式会社から 1 億円の寄付があり、「サラヤだれひとり基金」として、新たに制定した資産運用管理規程に基づいて資金運用を行うこととした。

8. 持続化給付金および家賃支援給付金を申請し、合計 318 万 8 千円の給付を受けた、

9. 会員の現況

本年度末現在の会員数及び前年度との増減は以下の通りである。

会員種別	正会員 (個人)	正会員 (法人)	賛助会員 (個人)	賛助会員 (学生)	賛助会員 (法人)
2019 年度末	38	18	232	6	50
(退会)	5	1	52	3	6
(入会)	7	1	41	6	1
【増減】	+2	±0	△11	+3	△5
2020 年度末	40	18	221	9	45

2021 年度事業報告

(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

I 事業概要

公益社団法人日本 WHO 協会は、国際連合の専門機関である世界保健機関（WHO）の理念に賛同し、WHO との密接な連携のもとで、国内外で健康増進活動を行っている。これまでも、WHO 西太平洋地域事務所（WPRO）や健康開発総合研究センター（WHO 神戸センター：WKC）をはじめ、多くの WHO 関係者との連携のもとで活動を行ってきた。

2020 年度以降、日本 WHO 協会は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックの影響を直接に受けつづけている。緊急事態宣言や海外渡航制限により、日本 WHO 協会が実施予定であった海外でのプロジェクトや多くのセミナーやシンポジウムが延期あるいはオンライン実施を余儀なくされた。一方、日本 WHO 協会のホームページの閲覧数は増加し、市井の方からの善意の寄付金が届くようにもなった。WHO に対するさまざまな批判はあったものの、WHO への関心が高まり、WHO の動向がニュースで大きく報道された 2 年間であった。新型コロナウイルス感染症が教えてくれたことは、健康に過ごすことのできるいのちの大切さ（ウェルビーイング）とともに、国内では保健医療行政におけるデジタル化の遅れであり、自国だけで感染症対策は完結しないなかでの国際協調の重要性であった。

とくに、2021 年度は、日本 WHO 協会にとって新しい息吹きを感じる 1 年であった。若い世代の人たちが参画してくれた機関誌『目で見える WHO』の紙面の充実や「関西グローバルヘルスの集い（KGH）」の発展、サラヤだれひとり基金の設立、ラオス小児外科プロジェクトの進展などをもとに、日本 WHO 協会の活動が一気に拡充した。これらの成果は次の大きな変革のための準備の時期であると考えられる。

以下に、定款第 4 条（事業）に準拠してその概要を報告する。

1. 啓発事業

(WHO 憲章精神の普及及び健康に関するフォーラム等の開催並びに機関誌広報等の啓発事業)

① ウェブサイトの拡充とメールマガジン発信

- 1) ニュースを **457** 件（前年度は 298 件）発信した。
- 2) メールマガジンを **13** 回（207 号～219 号）発行した。配信先数は前年度に比べ 439 増加し **5,366** となった。
- 3) WHO のウェブサイトには疾病や健康課題に関する一般市民向けの基本情報として公開されている「ファクトシート」のキーファクト部分について、2014 年 3 月に WHO 本部より付与された翻訳権に基づき日本語版を訳出し、改訂の都度見直しして WEB 上で公開した。本年度は、**119** 件の見直し・追加を行った。
- 4) Web サイトの閲覧状況（PV 数）は、月平均 11 万 PV で推移した。

② 機関誌の発行

機関誌「目で見る WHO」を4回発行し、会員やイベント参加者等関係先への配布のほか、国立国会図書館をはじめ自治体図書館等へ送付すると共にウェブサイトでも公開した（ウェブサイトには6か月後に公開）。

- ・編集委員会を開催し、年間計画の策定および台割ごとに担当を決め執筆依頼から校了までを行い、入稿原稿は2人のサポーターの支援を受けた。
また、業務マニュアル及び原稿チェックリストも作成した。
- ・掲載記事は概ね以下の構成とした。
役員挨拶、巻頭特集、セミナー・イベント報告、NGO・団体報告、WHO 協力センター、WHO 職員日記、直近3ヶ月のWHO ニュース、関西グローバルヘルスの集い報告

ウェブサイトに公開した記事電子データに対して、2022年3月、大阪大学学術情報庫 OUKA より DOI (Digital Object Identifier、電子的学術コンテンツに付与される国際的な識別子) が付与された。

③ フォーラムの開催

新型コロナウイルス感染症の影響で、オーラルヘルスセミナーは中止とし、他のイベントもオンライン開催とした。

1) WHO 世界保健デー啓発イベント「世界保健デー2022」開催準備

2022年の世界保健デーのテーマ「Our Planet, Our Health (わたしたちの地球、わたしたちの健康)」の合わせ、啓発イベント「世界保健デー2022」の開催(4月7日)に向けて、準備を行った。プログラム(予定)は以下の通り。

- ・アドバイザー・グループの皆さま方(15名)からのご挨拶
- ・動画作品「ウィズコロナ 世界と共に」オンライン受賞式
- ・パネル・ディスカッション「Our Planet, Our Health (わたしたちの地球、わたしたちの健康)」

座長：中村安秀理事長、生駒京子副理事長

パネリスト：「野生動物からみたプラネタリーヘルス」

山極 壽一 氏(総合地球環境学研究所 所長、京都大学前総長)

「プラネタリーヘルスの実現に向けた取り組み」

渡辺 知保 氏(長崎大学 学長特別補佐、国立環境研究所前理事長)

2) 関西グローバルヘルスの集い

グローバルヘルスに関する諸問題について、あらゆる角度から自由闊達に議論ができる場の提供を目的として開催した。企画から実施までは委員会を組織し、運営を行った。感染防止のためすべてオンライン(zoom+YouTube)開催とし、一週間の見逃し配信も行った。

◇テーマ；第3弾《COVID-19からの学びは国境を越えて》(3回シリーズ)

- ・第1回『保健ボランティア なぜ、日本には活躍の場がないのか?』

(2021年5月12日、参加者 514名)

話題提供；保健ボランティア なぜ、日本には活躍の場がないのか？

中村安秀氏（当協会理事長）

コメンテーター：

タンザニアで保健ボランティアといっしょに働く（小松法子氏、創価大学）

ロンドンで COVID-19 に対する医学生ボランティア活動から学んだ

（島戸麻彩子氏、University College London）

大阪でコロナ禍において医学生として自粛生活を送った

（佐伯壮一朗氏、大阪大学）

・第2回『オンライン国際協力、できること、できないことは、なに？』

（2021年6月2日、参加者 312名）

話題提供；オンライン国際協力、できること、できないことは、なに？

（安田直史氏、当協会理事）

コメンテーター：

コロナ禍におけるバングラデシュの現状（足立健太郎氏、株式会社 miup）

SNS を用いた遠隔コンサルテーション支援（勝井由美氏、日本 WHO 協会）

オンライン国際協力 ポリビア多民族国での場合

（山本貴子氏、甲南女子大学大学院）

オンライン国際協力 母子手帳・外国人医療（中村安秀氏、当協会理事長）

・第3回『ソーシャル・ディスタンス とり残されたのは、だれ？』

（2021年7月7日、参加者 362名）

ファシリテーター；ソーシャル・ディスタンス とり残されたのは、だれ？

（小笠原理恵氏、当協会理事）

話題提供：

医療社会学の視点から（山中浩司氏、大阪大学大学院人間科学研究科）

みんなの外国人ネットワーク MINNA の試み

（藤田雅美氏、国立国際医療研究センター）

コメンテーター：ソーシャル・ディスタンス（中村安秀氏、当協会理事長）

◇Global Café 2021 夏「COVID-19 からの学びは国境を越えて」からのグループディスカッション（2021年9月5日、参加者 22名）

話題提供；Café①保健ボランティア（小松法子氏、創価大学）

Café②オンライン国際協力（安田直史氏、当協会理事）

◇テーマ；第4弾《COVID-19 そのとき、現場は動いた》（3回シリーズ）

・第1回『病院編』（2021年10月7日、参加者 256名）

話題提供：リアルに医療崩壊を起こした大阪の現場から

（白野倫徳氏、大阪市総合医療センター）

新型コロナの影響下、改めてわかった外国人医療の脆弱さ

(小林米幸氏、小林国際クリニック院長)

・第2回『行政・保健所編』 (2021年11月10日、参加者 284名)

話題提供：八王子市保健所の場合(渡邊洋子氏、八王子市保健所長)

感染症に強い地域社会をめざして(高山義浩氏、沖縄県立中部病院)

・第3回『教育・学校編』 (2021年12月1日、参加者 168名)

話題提供：学校現場からの報告

(堀川理介氏、大阪教育大学附属高等学校平野校舎)

就学していない／外国(人)学校の子どもの健康問題

(小島祥美氏、東京外国語大学)

3) ワン・ワールド・フェスティバルへの出展(2022年2月1-28日)

オンライン開催となった西日本最大の国際協力・交流のお祭り「ワン・ワールド・フェスティバル」に関西グローバルヘルスの集い(KGH)の活動紹介の動画を出品した。

1) 活動報告-1(23分)

第1弾：COVID-19とSDGs、第2弾：ポストコロナ時代の保健医療、第3弾：

COVID-19からの学びは国境を越えて、第4弾：COVID-19 そのとき現場は動いた

2) 活動報告-2(26分)：オンライン国際協力

何ができるのか？何ができないのか？、ボリビア多民族国での場合、ラオスにおける

SNSを用いた遠隔コンサルテーション支援、母子手帳・外国人医療

なお、これらの動画は、「ワン・ワールド・フェスティバル」終了後、当協会のWebサイトにも掲載した。

④ その他啓発事業

1) 「ウィズコロナ世界と共に」動画募集

「ウィズコロナ 世界と共に」をテーマとして、さまざまな表現による市民の発表を動画の形で募集し、応募総数25作品の中から選考委員会により優秀賞5作品、奨励賞10作品を選定した。表彰式は世界保健デー啓発イベント(2022年4月7日)において行い、入賞作品はWebサイトで公開予定。

2) 外部からの問合せ対応

事務局へは日常的にメールや電話によるWHO関連情報に関する問い合わせがあり、当協会の立場を明確にしつつ対応を行った。

また、WHOの職員を騙る詐欺事案(問合せ累計26件)に対応し、未然防止を図ると共に、大阪府警本部に状況を報告した

2. 研究事業

(健康に関する調査研究の受託・斡旋・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業)

今年度は、受託・委託等の事業は実施しなかった。

3. 連携事業

(国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業)

① ラオス小児外科卒後研修プログラムの確立

昨年度に続き、ラオスの新生児・乳児外科疾患の死亡率の低減を目的として、ラオス外科医の小児外科診療能力を高めるための活動を行った。

なお、今年度は、国立国際医療研究センター 国際医療協力局（NCGM）の公募が不採択となったため、当協会の資金により実施した。

□プロジェクトリーダー：窪田昭男（正会員、月山チャイルドケアクリニック名誉院長）

□日本側の参加機関：大阪大学医学部、兵庫医科大学、近畿大学奈良病院、福山医療センター、大阪母子医療センター、月山チャイルドクリニック

□ラオス側の参加機関： University of Health Sciences, National Children Hospital

□実施事項：

- ・デジタル教材の作成
- ・オンラインセミナー（2 時間×15 日）
- ・症例検討会（4 回）
- ・オンライン手術動画指導（4 回）
- ・第 2 回小児外科国際シンポジウム in Lao PDR

また、ラオス人医師が対応困難な症例については、Whatsapp を使用した遠隔コンサルテーション支援を行った。

② 関西感染症フォーラム(Web 版)

以下の講演をオンラインで行った。(Youtube 配信、参加者数：4148 名)

- ・総合司会：清水潤三氏（市立豊中病院 外科部長）
- ・「COVID-19 の院内感染とその後の体制化」

講師：富井啓介氏（神戸市立医療センター中央市民病院 副院長兼呼吸器内科部長）

- ・「新型コロナワクチン アップデート」

講師：忽那賢志氏（国立国際医療研究センター 国際感染症対策室 医長）

- ・「SARS-CoV-2 変異株 (variant) とその対応」

講師：齋藤智也氏（国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター センター長）

③ 「医療従事者応援オリジナルカレンダー」の頒布

（一社）生産技術振興協会と連携し、2020 年度に実施した「医療従事者応援はがきプロジェクト」において、小中高校生から応募のあった作品を活用して 3 種類のカレンダーを作成し、97 部の有料頒布と 66 部の無料頒布を行った。

④ 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の資金分配団体としての申請準備

2022 年度の公募に向けて、定款変更、規程類の整備など申請資料の準備を行った。
外国人の医療体制整備を対象事業として、関係機関・団体との調整を進めた。

⑤ **2025 年大阪・関西万博の共創チャレンジと共創パートナーに登録**

「TEAM EXPO 2025」という枠組みの中で、共創チャレンジと共創パートナーに申請し、登録された。共創チャレンジではラオス小児外科プロジェクトを登録した。

⑥ **プラネタリー・ヘルス・アライアンスと WHO 母子新生児保健グループに加盟**

プラネタリーヘルスアライアンス(PHA)に加盟申請をし、登録された。また、WHO 母子新生児保健グループ(PMNCH)に加盟申請した。

⑦ **大阪府の外国人医療体制整備事業に関する関係機関との調整**

上記について、大阪市立大学医学部附属病院、大阪大学附属病院、りんくう総合医療センターとの意見交換を行った。

⑧ **以下について後援名義使用を許諾し、事業に協力した**

- ・国際ボランティア学会・共和セミナー ・世界糖尿病デー2021(大阪糖尿病対策推進会議)
- ・公衆衛生学会自由集会 ・東京栄養サミット ・国連英検 ・第 16 回日本禁煙学会学術集会

⑨ **NPO 法人ひまわりの会と母子健康手帳アプリの共同運営**

ひまわりの会が株式会社 NTTドコモから資産譲渡をうけた当該アプリを、当協会と共同で運営することに合意した。

⑩ **WHO 西太平洋地域事務局(WPRO)からの要請対応**

消毒薬の無償配布、ラオス国内のコロナ対策支援の要請を受けて、具体的検討を進めたが、感染状況の沈静化等により、検討作業を中止した。

⑪ **大阪教育大学 WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) 事業の国内協働機関として参画し、中村理事長が運営委員として参加した。**

⑫ **(一社) 大阪薬業クラブ助成事業**

2022 年秋に開催予定の jaih-s との共催フォーラムに関する助成申請が採択され、50 万円の交付を受けた。

4. 支援事業

(WHO の事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業)

エイズ撲滅を進める目的で本会のフォーラム等の機会を活用して募金活動を継続実施し、集まった¥24,124 を(公財)エイズ予防財団へ寄付をした。

5. 人材開発事業

(国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業)

1) 2021 年 9 月 25 日(土)日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s)との共同企画セミナー『COVID-19 と医療政策』

(zoom+google slide、参加者数：72 名、)(大阪薬業クラブ助成事業)

講演および講師は以下の通り。

- ・「COVID-19 と日本の医療制度」

- 講師：坂本晴香氏（慶応義塾大学医療政策管理学教室特任教授）
- ・「コロナ禍と医療イノベーションの国際比較」
- 講師：松山幸弘氏（一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹）
- その後、海外留学生（米、英、豪）の現地での生活状況を報告し、講師を交えたパネルディスカッションを行った。

2) WHO インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の影響で募集が中断しており、支援対象者はなかった。

II 総会、理事会等

- 2021年6月16日、**定時社員総会**を開催し、2020年度の事業報告、収支決算報告の議案を承認し、理事3名（重任2，新任1）の選任を承認した。
また、2021年度の事業計画及び収支予算書について報告した。
- 2021年8月19日、**臨時社員総会**を開催し、深田拓司氏の理事選任を承認した。
- 2021年度**理事会**を6回（うち、電磁的理事会2回）開催し、法人の業務遂行に必要な決議等を行った。
事業報告及び決算については定款第46条に基づき監事の監査を受けた後、2021年5月26日開催の理事会で承認した。
2022年度の事業計画と収支予算は、2022年2月9日開催の理事会で承認し、内閣府へ提出した。
- 常任理事会を8回開催し、その協議内容については都度、理事会で報告をした
- 認定法第5条第11条に関する規定（役員の3分の1規定）を追加する旨の定款変更を理事会で承認した。2022年6月の定時社員総会で議決する予定。
- 特定公益増進法人としての税額控除に係る証明書（令和4年3月7日～令和9年3月6日まで）を取得した。
- 野口英世アフリカ賞に中村安秀理事長を推薦応募した。

8. 会員の現況

本年度末現在の会員数及び前年度との増減は以下の通りである。

会員種別	正会員 (個人)	正会員 (法人)	賛助会員 (個人)	賛助会員 (学生)	賛助会員 (法人)
2020年度末	40	18	221	9	45
(退会)	5	3	22	3	5

(入会)	5	1	46	3	5
【増減】	±0	△2	+24	±0	±0
2021 年度末	40	16	245	9	45

2022 年度事業報告

(2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日)

I 事業概要

公益社団法人日本 WHO 協会は、国際連合の専門機関である世界保健機関（WHO）憲章の理念に賛同し、WHO との密接な連携のもとで、国内外で健康増進活動を行っている。これまでも、WHO 西太平洋地域事務所（WPRO）や健康開発総合研究センター（WHO 神戸センター：WKC）をはじめ、多くの WHO 関係者との連携のもとで活動を行ってきた。

2020 年度以降、本協会は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックの影響を直接に受け、同時に多くの学びを得ることになった。健康に過ごすことのできるウェルビーイングといのちの大切さとともに、自国だけで感染症対策が完結しないことを理解したうえでグローバルな国際協調の重要性を再認識した。

とくに、2022 年度は、日本 WHO 協会にとって新しい飛躍への前兆を感じる 1 年であった。若い世代の人たちが参画してくれた機関誌『目で見える WHO』（年 4 回発行）の紙面の充実、「関西グローバルヘルスの集い（KGH）」のオンライン開催（合計 7 回実施）、サラヤだれひとり基金の発展など、本協会の活動が一気に拡充した。とくに、2022 年 4 月 7 日に「世界保健デー2022」をオンラインで主催したことは特筆に値する新規事業であった。世界保健デーのテーマ「Our Planet, Our Health（わたしたちの地球、わたしたちの健康）」に合わせ、山極壽一氏（京都大学前総長）にご登壇いただいたことは意義深いものがあつた。また、ラオス小児外科プロジェクトの「第 3 回小児外科国際シンポジウム in Lao PDR」では、ラオス健康科学大学副学長、日本小児外科学会理事長が現地参加した。このように、対面で意見を交換できる場面も増えるなかで、本協会活動に協働していただける理解者が広がった。

次年度は、WHO に関する関心が広がり日本 WHO 協会の知名度が高まったこの時機を逃すことなく、「飛躍の 1 年」としてチャレンジしていくことを期待したい。

以下に、定款第 4 条（事業）に準拠してその概要を報告する。

1. 啓発事業

(WHO 憲章精神の普及及び健康に関するフォーラム等の開催並びに機関誌広報等の啓発事業)

① ウェブサイトの拡充とメールマガジン発信

- 1) ニュースを **460** 件（前年度は 457 件）発信した。
- 2) メールマガジンを **14** 回（220 号～233 号）発行した。 配信先数は前年度に比べ 391 増加し **5,767** となった。
- 3) WHO のウェブサイトには疾病や健康課題に関する一般市民向けの基本情報として公開されている「ファクトシート」のキーファクト部分について、2014 年 3 月に WHO 本部より付与された翻訳権に基づき日本語版を訳出し、改訂の都度見直して WEB 上で公開した。本年度は、**97** 件の見直し・追加を行った。

4) 世界保健デー、ラオス小児外科プロジェクトの新しいサイトを立ち上げた。

5) Web サイトの閲覧状況 (PV 数) は、月平均 **8.5 万 PV** で推移した。

② 機関誌の発行

機関誌「目で見える WHO」を 4 回発行し、会員やイベント参加者等関係先への配布のほか、国立国会図書館をはじめ自治体図書館等へ送付すると共にウェブサイトでも公開した（公開時期は、従来の刊行後 6 か月から 3 か月に短縮）。

- ・編集委員会を開催し、年間計画の策定および台割ごとに担当を決め執筆依頼から校了までを行い、入稿原稿は 5 人のサポーターの支援を受けた。また、業務マニュアル及び原稿チェックリストを都度改訂し関係者で共有した。
- ・掲載記事は概ね以下の構成とした。

役員挨拶、巻頭特集、セミナー・イベント報告、NGO・団体報告、国際保健を学べる大学・大学院、WHO 職員日記、留学生日記、直近 3 か月の WHO ニュース、関西グローバルヘルスの集い報告、書籍紹介コーナー

③ フォーラムの開催

新型コロナウイルス感染症の影響で、オーラルヘルスセミナーは中止とし、他のイベントも原則としてオンライン開催とした。

1) WHO 世界保健デー啓発イベント「世界保健デー2022」

2022 年の世界保健デーのテーマ「Our Planet, Our Health（わたしたちの地球、わたしたちの健康）」に合わせ、啓発イベント「世界保健デー2022」を 4 月 7 日に開催した。

開催概要は以下の通り。

- ・アドバイザー・グループの皆さま方（15 名）からのご挨拶
- ・動画作品「ウィズコロナ 世界と共に」オンライン受賞式
- ・パネル・ディスカッション「Our Planet, Our Health（わたしたちの地球、わたしたちの健康）」

座長：中村安秀理事長、生駒京子副理事長

パネリスト：「野生動物からみたプラネタリーヘルス」

山極 壽一 氏（総合地球環境学研究所 所長、京都大学前総長）

「プラネタリーヘルスの実現に向けた取り組み」

渡辺 知保 氏（長崎大学 学長特別補佐、国立環境研究所前理事長）

また、2023 年の世界保健デーのテーマ「Health For All（すべての人に健康を！）」に合わせた啓発イベントの開催（4 月 7 日）準備を行った。

2) 関西グローバルヘルスの集い

グローバルヘルスに関する諸問題について、あらゆる角度から自由闊達に議論ができる場の提供を目的として開催した。企画から実施までは委員会を組織し、運営を行った。

感染防止のためすべてオンライン（Zoom+YouTube）開催とし、一週間の見逃し配信も行った。

◇第5弾《わたしたちの地球、わたしたちの健康》（3回シリーズ）

・第1回『プラネタリーヘルスという新たな視座』

（2022年6月2日、参加者 312名）

話題提供；プラネタリーヘルスに貢献する取組みとは

河野茂氏（長崎大学学長）

WHO 憲章からプライマリヘルスケア(PHC)そしてプラネタリーヘルス

中村安秀氏（当協会理事長）

・第2回『環境が健康に及ぼした大きなインパクト』

（2022年7月7日、参加者 336名）

話題提供；アラル海が教えてくれたこと

橋爪真弘氏（東京大学大学院医学研究科 国際保健政策学）

水俣病から学び続けること

坂本峰至氏（国立水俣病総合研究センター）

・第3回『ヒトも動物も昆虫も！ 健康への取組み』

（2022年8月4日、参加者 243名）

話題提供：ワンヘルスの国際的な取組み

釘田博文氏（国際獣疫事務局アジア太平洋地域事務所）

農薬・外来種・感染症・・・グローバル化がもたらす昆虫類多様性の危機

五箇公一氏（国立環境研究所生物多様性領域）

◇第6弾《だれひとりとり残されない外国人医療》（3回シリーズ）

・第1回『外国人医療は人権です』

（2022年11月17日、参加者 320名）

話題提供；より良い外国人医療が切り開くのは誰の未来？

沢田貴志氏（港町診療所）

在日外国人の健康権宣言について

李節子氏（長崎県立大学）

・第2回『当事者主体の取組み』

（2022年12月22日、参加者 233名）

話題提供；だれひとりとり残されない外国人医療

中萩エルザ氏（在名古屋ブラジル総領事館在留市民協議会）

日本生命病院の取組み/実務者としての経験

陶彬毅氏（日本生命病院国際室）

・第3回『医療通訳のしくみづくり』

（2023年1月26日、参加者 324名）

話題提供；医療通訳の現状とこれから

澤田真弓氏（メディフォン株式会社）

病院で通訳する中で見えてきた事

ワキモト隆子氏（三重大学医学部附属病院 医療通訳士）

◇Global Café 2023 春「途上国での外科治療を考える」

（2023 年 3 月 11 日、参加者 13 名）

話題提供；ラオス小児外科プロジェクトの経験から

窪田昭男氏（月山チャイルドケアクリニック）

途上国での外科治療

仲佐保氏（シェア＝国際保健協力市民の会）

外国人としての関わり方・倫理的責任

安田直史氏（近畿大学、当協会理事）

3) ワン・ワールド・フェスティバルへの出展（2023 年 2 月 4～5 日）

西日本最大の国際協力・交流のお祭り「ワン・ワールド・フェスティバル」（大阪市北区民センター）にブース出展し、以下のセミナー（プログラム出展）を行った。

《テーマ》わたしたちの地球、わたしたちの健康「Our planet, Our health」

《講演》「プラネタリーヘルスの時代がやってくる！」中村安秀氏（日本 WHO 協会理事長）

「食の選択とプラネタリーヘルス：インドネシア・パプア州の事例から」

木村友美氏（大阪大学大学院 人間科学研究科）

④ その他啓発事業

1) 「Our Planet, Our Health (わたしたちの地球、わたしたちの健康)」 動画募集

さまざまな表現による市民の発表を動画の形で募集し、応募総数 15 作品の中から選考委員会により優秀賞 6 作品を選定し、優秀作品は Web サイトで発表した。

表彰式は世界保健デー啓発イベント（2023 年 4 月 7 日）において行う予定。

2) 外部からの問合せ対応

事務局へは日常的にメールや電話による WHO 関連情報に関する問い合わせがあり、当協会の立場を明確にしつつ対応を行った。

2. 研究事業

（健康に関する調査研究の受託・斡旋・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業）

今年度は、受託・委託等の事業は実施しなかった。

3. 連携事業

(国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業)

① ラオス小児外科プロジェクト

昨年度に続き、ラオスの新生児・乳児外科疾患の死亡率の低減を目的として、ラオス外科医の小児外科診療能力を高めるための活動を行った。

□プロジェクトリーダー：窪田昭男（正会員,月山チャイルドケアクリニック名誉院長）

□日本側の参加機関：大阪大学医学部、兵庫医科大学、近畿大学奈良病院、福山医療センター、大阪母子医療センター、月山チャイルドクリニック

□ラオス側の参加機関： University of Health Sciences, National Children Hospital

□実施事項：

- ・デジタル教材の作成
- ・オンラインセミナー
- ・症例検討会
- ・オンライン手術動画指導
- ・第3回小児外科国際シンポジウム in Lao PDR（11月30日、ラオス国立小児病院）

日本小児外科学会奥山宏臣理事長、聖マリアンナ医科大学北川博昭学長が現地参加活動状況については、Webサイトに本プロジェクトの専用サイトを立ち上げ、動画を含めた広報・啓発活動を行った。

② 関西感染症フォーラム

以下の講演をハイブリッド方式で行った。（10月29日、会場参加者：66名、オンデマンド参加者463名）

- ・総合司会：一山智氏（京都大学名誉教授）

- ・「これからはじめる抗菌薬適正使用支援」

講師：小坂直史氏（京都府立医科大学附属病院 薬剤部副薬剤部長）

- ・「With コロナ時代における TeamSTEPPS を活用した感染対策」

講師：美島路恵氏（東京慈恵会医科大学附属病院 感染対策部副部長）

- ・「新型コロナウイルス感染症のパンデミック：疫学と公衆衛生倫理」

講師：鈴木基氏（国立感染症研究所 感染症疫学センター センター長）

- ・「いま一度見直そう標準予防策、経路別予防策～院内マニュアルも含めて」

講師：矢野邦夫氏（浜松市感染症対策調整監）

③ 医療従事者応援はがきプロジェクト

前年度に引き続き、小学生、中学生、支援学校生を対象に「医療従事者応援はがきプロジェクト」を実施した。応募総数353作品の中から、選考委員会で優秀賞15作品、奨励賞27作品を選定し、優秀賞作品はWebサイトで公開した。

また、上記の作品を掲載した 2023 年カレンダーを作成し、320 部を感染症指定病院、協賛企業、法人会員等へ贈呈し、138 部を有償頒布した。有償頒布の利益はラオス小児外科プロジェクト関連のラオスの医療機関に寄付予定。

④ 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の資金分配団体としての申請準備

外国人の医療体制整備を対象事業として、関係機関・団体との調整を進め、公募に応募したが、不採択となった。

⑤ 2025 年大阪・関西万博の共創チャレンジと共創パートナー

共創チャレンジに、当協会の「「みんなの地球、みんなの健康」に取り組むプラネタリーヘルス」が登録された。

⑥ 以下について後援名義使用を許諾し、事業に協力した

・第 43 回むし歯予防全国大会（石川県歯科医師会） ・患者安全技術世界コンテスト（医療安全推進機構） ・共和セミナー（国際ボランティア学会） ・世界糖尿病デー（大阪糖尿病対策推進会議） ・第 13 回国際母子手帳会議 ・日本公衆衛生学会自由集会 ・ワンワールドフェアウティバル 2023 ・日本禁煙学会学術総会 ・国連英検 ・第 12 回フレンドシップサロン ・プラネタリーヘルスに関する大学間パネル

⑦ 大阪教育大学 WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）事業

国内協働機関として参画し、中村理事長が運営委員として参加した。

⑧ （一社）大阪薬業クラブ助成事業への応募

2023 年秋に開催予定の jaih-s との共催フォーラムに関する助成申請が採択され、50 万円の交付を受けた。

4. 支援事業

（WHO の事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業）

エイズ撲滅を進める目的で本会のフォーラム等の機会を活用して募金活動を継続実施し、集まった 47,850 円を（公財）エイズ予防財団へ寄付をした。

5. 人材開発事業

（国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業）

1) 日本国際保健医療学会学生部会（jaih-s）との共同企画セミナー

『在留外国人の母子保健医療』（zoom、参加者数：173 名、）（大阪薬業クラブ助成事業）

講演および講師は以下の通り。

・「地域と在留外国人と繋ぐ支援団体からの視点」

- 講師：福田久美子氏（公益財団法人かながわ国際交流財団 多文化共生グループ）
- ・「在留外国人の母子保健医療における現状と課題」
- 講師：ルルデス・エレラ氏（大手前大学国際看護学部）
- ・「NPO の外国人母子を対象とした保健活動からみえる母子保健の課題」
- 講師：山本裕子氏（シェア＝国際保健協力市民の会 在日外国人支援事業担当）

2) WHO インターンシップについては、支援対象者はなかった。

Ⅱ 総会、理事会等

- 2022 年 6 月 15 日、**定時社員総会**を開催し、2021 年度の事業報告、決算報告の議案を承認し、理事 14 名（全員重任）および監事 2 名（全員重任）の選任を承認した。
また、2022 年度の事業計画及び収支予算書について報告した。
- 2022 年 8 月 4 日、**臨時社員総会**を開催し、弘川摩子氏の理事選任を承認した。
- 2022 年 10 月 13 日、**臨時社員総会**を開催し、高井康之氏の理事選任を承認した。
- 2023 年 1 月 11 日、**臨時社員総会**を開催し、2021 年度決算報告における正味財産増減計算書内訳表の訂正について承認した。
- 2022 年度は**理事会**を 7 回（うち、電磁的理事会 2 回）開催し、法人の業務遂行に必要な決議等を行った。
事業報告及び決算については定款第 46 条に基づき監事の監査を受けた後、2022 年 5 月 26 日開催の理事会で承認した。
2023 年度の事業計画と収支予算は、2023 年 2 月 14 日開催の理事会で承認し、内閣府へ提出した。
- 常任理事会を 11 回開催し、その協議内容については都度、理事会で報告をした

7. 会員の現況

本年度末現在の会員数及び前年度との増減は以下の通りである。

会員種別	正会員 (個人)	正会員 (法人)	賛助会員 (個人)	賛助会員 (学生)	賛助会員 (法人)
2021 年度末	40	16	245	9	45
(退会)	8	1	39	0	3
(入会)	3	1	22	3	3
【増減】	△5	±0	△17	3	±0
2022 年度末	35	16	228	12	45

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体
団体名		日本WHO協会	
郵便番号		540-0029	
都道府県		大阪府	
市区町村		大阪市中央区本町橋	
番地等		2番8号大阪商工会議所ビル5階	
電話番号		06-6944-1110	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.japan-who.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		1965/04/20	
法人格取得年月日		2012/04/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカムラ ヤスヒデ
	氏名	中村安秀
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	21
理事・取締役数 [人]	19
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	57
団体会員数 [団体数]	16
団体その他会員 [団体数]	41
個人会員・ボランティア数	278
ボランティア人数(前年度実績) [人]	15
個人正会員 [人]	39
個人その他会員 [人]	224

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	WHOにインターンとして採用された方で申請のあった方に10万円の助成を実施。コロナでインターン採用は止まっていた。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	NCGM(大阪国際医療センター)からラオス小児外科プロジェクトとしてラオスに小児外科医の育成制度をつくるプロジェクトに助成を受けた。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]